

平成28年9月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成28年9月9日

○出席議員 16人

1番 藤 本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 森 基 彦 君	福 祉 課 長 関 富 夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
会 計 課 長 菰 田 智 君	教 育 課 長 軽 込 貫 一 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 鐘 裕 之 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第59号 勝浦市企業誘致条例の全部改正について

議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 勝浦市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算

議案第65号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第66号 決算認定について

(平成27年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第67号 決算認定について

(平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第68号 決算認定について

(平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第69号 決算認定について

(平成27年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第70号 利益の処分及び決算認定について

第2 陳情の委員会付託

陳情第4号 推定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情

第3 休会の件

開 議

平成28年9月9日(金) 午前10時開議

○議長(寺尾重雄君) ただいま出席議員は16人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長(寺尾重雄君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第59号 勝浦市企業誘致条例の全部改正について、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 勝浦市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を

行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは、議案第59号 勝浦市企業誘致条例の全部改正について、お伺いします。議案の条文の第2条の5号、6号のところではありますが、増設と設備更新であります。これまでの勝浦市内にある企業のこの条例を活用し得る可能性があるということだと思いますけれども、増設と設備更新の区別というか、どういう場合が増設になって、どういう場合が設備更新になるのかというところで、具体例があればお聞かせください。

また、6号の設備更新なんですけれども、条文中に「当該対象事業所の建物、機械又は装置等を更新することをいう」とありますが、例えば「機械または装置の更新」でありますけれども、本当に機械、パソコンの一部を更新したら、これが機械または設備の更新になるのか、あるいは物置を建て直したら、これが機械または設備等の更新になるのか、これも具体例があればお聞かせください。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。ただいまの増設または設備更新についてでございますけれども、増設につきましては、今現在、現存しない設備を新たに増設した場合を増設と定義しておりまして、現存の設備を、例えば買い直したりした場合を設備更新として定義してございます。

続きまして、第6号の「機械又は装置等を更新することをいう」という、具体的に事業の用に供する機器の更新ということで考えてございます。事業に直接供しないものは一応対象外ということで考えてございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 対象事業所の中に、例えば旅館業も含まれますので、旅館のほうで部屋を新しく作り直すというか、壁紙を新しくしたり、畳を新しく表替えしたりといった場合も、これは設備の更新に含まれるということでよろしいのでしょうか。そうしたふうに、今具体例がもしお答えできればお答えいただきたいんですけれども、既存の勝浦市内の企業にあっては、何が設備更新に当たるのかということがわかりづらい面があると思います。ですので、こうしたことを既存の企業にもより知っていただくための広報の手段というか、そういったことも考えていただく必要があると思うんですけれども、こうした既存の企業に条例が新しくなって、こういう場合は設備更新に当たるんだよということを知らしめるための広報等をお考えなのか、お聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ただいま議員おっしゃられましたように、例えば旅館業でふすまなり畳を更新した場合は、この省令措置の対象になろうかと思えます。また、その辺、具体的な個々の事例で判断が分かれるかと思えますので、この辺、今後、周知におきまして具体的な事例をもってPRに努めたいと思えます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 私のほうから、前段者が行いました議案第59号 勝浦市企業誘致条例の全部改正について、何点かお聞きします。今回の条例に関しましては、全部改正という形になりま

す。名称も勝浦市企業立地促進条例というような形で変わるわけでありますけれども、この条文を私も一通り読ませていただいて、条文の中で何点か聞くこともあるんですけど、その前に、今回のこの企業立地促進条例を全部改正するには、今回、議案として議会に出す前に、今現在ある勝浦市の企業誘致推進審議会、いわゆる諮問機関と言われる審議会のほうに市長のほうから諮問をして、その審議会の中で答申を経た後に今回の議案という形になっているかと思えますけれども、その審議会での審議内容、協議内容というのは、どういったご意見が出されたのかというものについて、お聞かせいただきたいということがまず1点。

それから、その企業誘致推進審議会の直近3年程度で構いませんので、審議会の開催状況はどのような形で開催されてきたかについてもお答えいただきたいというのが2点目。

それから、3点目といたしまして、この条文の中で1点だけお聞きしたいんですけども、第6条雇用促進奨励金という形の第6条の1項になります。「市長は、第4条第2号に規定する雇用促進奨励措置として、新規雇用者を3人以上雇用する指定企業に対し、雇用促進奨励金（以下「雇用奨励金」という。）を交付することができる。」という第6条の1項の規定がありますけれども、この3人以上雇用するというものに対しての3人の雇用の形態、一般的に言う正社員という形なのか、契約社員あるいはフルタイムの正社員と同じ勤務形態は変わらないんだけど、パートさんというような言い方ですけども、そういったものも、この3人の雇用形態がどのようなことで規定を考えていらっしゃるのかについてお聞かせいただきたいです。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えを申し上げます。まず、1点目のこのたびの企業誘致推進審議会の答申内容についてでございますけれども、このたびの企業誘致推進審議会におきまして、大きく3つ諮問させていただきました。まず1つ目に、企業立地奨励金の支援対象となる業種の拡充及び奨励金の交付対象期間等について、2つ目に、企業立地奨励金の支援対象となる投下固定資産の取得要件の緩和について、そして3つ目に、雇用促進奨励金の新設について、この3点について諮問させていただき、いずれの事項につきましても妥当なものと認めるという答申をいただきました。

なお、条例の名称につきましては、現行の企業誘致条例のままでございますと、市外から企業を呼び込むことに特化しているように受けとめられるため、市内企業への支援措置を組み入れた名称に検討する必要があるのではないかとのご意見を答申の中でいただいておりますことを申し添えます。

2点目の、これまでの企業誘致推進審議会の経過でございますけれども、これまで企業誘致推進審議会の運営方針といたしまして、企業誘致促進のための重要な案件が特に発生した折にお集まりいただくとしておりまして、開催の実績といたしまして、過去5年間で、本年の2回を含み、計3回の実績となっております。

3点目の雇用促進奨励措置の対象となる雇用の形態についてでございますけれども、雇用促進奨励措置の対象とする雇用の形態につきましては、正規雇用、正社員としてございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 企画課長のご答弁、ありがとうございます。答申は、3点諮ったものに対し

て、審議会の中では了だということでご答弁いただきました。ただ、1点だけ名称について誘致ではなくて立地にすべきだということで、今回立地にしたということでございます。

3人の雇用形態についても正社員という形ということでございました。そもそもこの3人というのがどういった根拠で3人なのかという部分もあろうかと思います。10人なのか、5人なのか、1人なのか、私は、多分3人というのは相当ハードルを低くした数字だというふうに思います。参考までにわかれば結構ですけれども、勝浦以外の近隣の自治体でも結構ですけれども、雇用促進の奨励金に関しても、3人というのは、恐らく私はこの辺の中でも一番ハードルの低い数値というふうに考えているんですけれども、近隣の自治体の中で5人なのか、10人なのかというのが、もしわかればお示ししたいだと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答え申し上げます。今回、新規雇用につきまして3人ということで設定させていただきましたけれども、平成25年に圏央道の市原鶴舞が開通いたしまして、国道297号が首都あるいは県都への重要なアクセス道路と考えておりまして、その間に大多喜町がございまして、大多喜町を対象に検討いたしましたところ、大多喜町が新規雇用者で5人以上という設定でございましたので、それを下回る3人以上ということで設定させていただきました。

ちなみに他市の状況でございますけれども、鴨川市ですと、例えば新設の場合は10人以上ですとか、増設の場合は5人以上、あるいは南房総ですと10人以上とかなり高いハードルとなっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 今、お話を聞きますと、まず、大多喜町を見て、その大多喜町の5人よりもさらに下回る3人ということで設定したというお話がございました。今回、見た限りでは、企業誘致じゃなくて企業立地ということで、もちろん外からの企業を誘致をするのも目的だけでも、市内の業者の育成であるとか、経済活動の推進のために設備更新あるいは増設等も含めて市内の企業も育てていこうという目的も、この条例の中にも含まれてくるのかなというふうに思います。猿田市長になられて、県の企業立地課に職員を2年間派遣しましたし、雇用の場をつくるんだ、それが勝浦の人口減少に歯どめをかけるためにも雇用の場をつくらなきゃいけないということで、今までこういった形で企業誘致、企業立地に取り組んでおられることの一つが、ここで条例として新しく全部改正という形で育ちました。この企業立地の条例を含めて、この条例が施行という形になった後には、また企業誘致もそうですけれども、企業立地という部分で市内の業者の育成等々も兼ねてやっていただきたいというふうに思います。

3回目なので、もう一点だけお聞かせいただきたいと思いますけれども、聞き忘れたので聞きますけれども、第2条の中に用語の定義の中の1番目に「企業」とあります。企業というものには、「事業を営む法人又は個人」ということで、個人も含まれるということは、現に勝浦市で法人格を有しないで事業を営んでいる個人の方もこの条例の対象、企業という扱いをもってということだと思いますので、例えば、今個人で事業を営んでいる方でも、この中にありますよね、第2条の（3）のオです。農林水産物等の販売業、こういったことも個人でやられている方、あるいは個人で旅館業を営んでいる方もこの条例に該当するような形になるわけだと思いますので、前段者も先ほど言いましたけれども、しっかりとしたPR等も行って、市内の事業所を育てていくというようなことも含めてそういったこともよろしくお願ひしたいという

ことで、答弁は結構でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 私は、59号の前段者が質問した誘致条例関係と60号と62号に該当するんですけど、その内容について、ちょっと確認をいたします。

まず、59号の企業誘致条例の関係ですが、第2条に定義がございまして、（3）の対象事業所、アからクまでと、ケ、その他市長が認めるという事業規定がされております。この中に、今、農林水産業の関係では農林水産物等販売業というのがオに規定されておりますが、現在の勝浦市の農業を取り巻く環境を見ますと、個人農業がなかなか進まない中で、今後は基盤整備も進めていくと法人化される部分も出てくるかと思えます。ここに規定がない農業生産法人等の規定が入っていないんですが、農業生産法人として設立して、条例に該当するような雇用形態等が生じていく場合、そのような農業生産法人に対してはどのような取り扱いになるのか、ケの「その他市長が特に必要と認める事業」ということで、その都度判断されるのか、それについてお伺いします。

あと、この条例は、先ほど前段者が言ったとおり、市長の思いが非常にあるような条例だと思います。とにかく勝浦市に雇用の場を増やすんだということがあらわれておりますので、非常に私も賛成する立場にありますが、今度、条例ができて、新しい条例、特に市民に関連する条例は、広く広報する必要があるということから、パンフレット等をつくって新条例ができて、それをいろんな市外の観光等の宣伝活動も最近よくやっていますので、そういうところに配付するとか、そういうことも考えているとは思いますが、その辺についてもお伺いします。

あと、60号、62号の税の一部改正についてですが、聞きたいのは、あくまで法改正に伴っての税条例改正ですが、審議資料の1ページに概要が書かれています。そこの中の改正の背景ということで、「日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するため」云々というふうに書かれておりまして、台湾の関係のものについての法改正に伴う条例改正につながっていると思いますが、その法改正の背景について、これは国から地域という問題になっている部分だと思いますけれども、その辺について、背景がわかれば結構ですので、お伺いしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答え申し上げます。1点目の新規条例第2条の中の（3）オ「農林水産業等販売業」ですけれども、こちらは業種に絞って奨励措置の対象としてございますので、農業生産法人も一応対象となろうかと考えてございます。

また、2点目のPRにつきましては、可決の暁には、企業向けにパンフレットですとか、あるいは広報での周知を考えてございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。今回の市税条例並びに国保税条例改正の背景ということでございますけれども、資料にも若干触れてございますけれども、国際課税の強化という世の中の流れの中で、二重課税の防止あるいは脱税の防止に関して国際間で連携して取り組んでいこうという流れの中で、日本と台湾との所得に対する租税に関しても二重課税を回避させる、あるいは脱税を防止するための租税条約に相当する枠組みを構築するために、日本側では公益財団法人日本交流協会、台湾側では亜東関係協会との間で取り決めが行われまして、

それを「日台租税取決め」として作成され、平成27年11月にそれが署名されました。

この取り決めは、日本国内における法律的な拘束力がないことから、租税条約の適用を受けないこととなりますけれども、それと租税条約の適用と同様の取り扱いとするための国内法の整備として所得税法等の一部を改正する法律が本年3月に成立、その施行日については、政令で定めるとしておりましたけれども、政令そのものが7月に出されまして、具体的に本市に影響を与える部分については平成29年1月1日から施行することと示されましたことから、今回、市税条例並びに国保税条例の一部の改正をしようということでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 対象事業所なんですけど、オの農林水産物等販売業の中に農業生産法人も含むという解釈で、今、説明があったと思うんですけど、性質的には、生産法人と販売物等なので、含むのかなとも思いますけど、本来は、これをもうちょっと明確にされていくほうがよろしいんじゃないかというふうに私は感じています。ただ、確認として、このオに農業生産法人も入るということでよろしいのか、もう一度、確認をさせていただきます。

あと、税条例の関係はわかりました。ただ、この条例改正によって、直ちに勝浦市の条例に該当する関係があるのかないのか、それだけを伺って終わりにします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答え申し上げます。新規条例第2条第3号オに定めます農林水産物販売業でございますけれども、「市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に市外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう」ということでございまして、この事業にそぐっていれば該当になるということでございまして、そうでなければ該当にはならないという趣旨でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。今回の改正に伴う本市の影響についてということでございますけれども、実際、台湾の投資事業会社に配当なりが行われ、それを国内、勝浦市民、なおかつ国保加入者の方にその配当が送金されてきた場合の取り扱いとかという場合に該当が出ますけれども、該当する方はいらっしゃるかと考えていますので、この改正による影響は全くないと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第59号につきまして、関連して質問させていただきます。1つは、この条例で勝浦市外から企業が勝浦市内に新設される場合と、勝浦市内に既に既存の事業所があって、その事業所が設備やあれを更新したり増設したりする場合と、勝浦の市民の中から新たに企業を起こそうということで、新規に企業を起こされる方、そういった場合もあるかと思えますけれども、それはいずれも区別をするものではないというふうに読み取れるんですが、改めてその点だけ確認させていただきます。それらは全て区別はないということでしょうかということですか。

あと、対象事業所なんですけども、全ての業種を網羅しているわけではありませぬので、ある一定の選定がされているわけなんですけど、どういう趣旨でこれらの事業所が選定をされているのかということをご説明いただけたらと思います。

第3条で投下固定資産額が500万円以上とありますけども、この500万円以上という額の設定というのは、どのような意味合いでこのような額が設定されたのかということをお尋ねしたい。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えを申し上げます。1点目の市内業者、市外業者の区分がございすかという質問でございますけれども、市内、市外の事業者について特段の区別はございませんです。

2点目の対象事業種の選定につきましては、従来2業種から今度8業種に拡大したわけでございますけれども、製造業、旅館業、情報サービス業と情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業に当たりましては、半島振興法及び過疎地域自立促進特別措置法に規定する固定資産税の不均一課税または課税免除という奨励措置の対象となる業種でございまして、これらの制度と同調して、今回の企業立地促進施策を実施していこうと考えておるためでございます。

また、その他の流通加工業、植物工場、観光業に当たりましては、千葉県でも新規立地企業への優遇措置がございまして、千葉県のそういう優遇措置と同調して、勝浦市も企業誘致施策を図っていこうとするものでございます。

そして、3点目でございますけれども、先ほど新規雇用者の人数にもございましたけれども、やはり他市に負けない仕組みづくりということで500万円というのが最低ラインということで引かせていただいて、他市に見劣りしない施策ということで500万円以上ということを原則とさせていただきます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 対象事業所につきましては、今後拡大する可能性につきましてはいかがでしょうか。

それから、500万円以上ということで、他市と見劣りしないということなんですけど、ちなみにほかのところではどんな設定になっているのか、幾つか事例がありましたら、ご紹介いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答え申し上げます。現時点では、この8業種で考えてございますけれども、将来的には柔軟性を持って考えてまいりたいと思います。

また、投下固定資産額の500万円という設定の他市の状況ということでございますけれども、隣町の大多喜町ですと1,000万円以上、また鴨川市ですと、新設の場合は1億円以上、南房総市も1億円以上、いすみ市に至りましても1億円以上、そういう額の設定となっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号ないし議案第61号及び議案第63号、以上4件は、総務文教常任委員会へ、議案第62号は、産業厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算、議案第65号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算で2点ほどお聞きさせていただきます。まず、15ページになります。総務管理費の防犯対策事業115万8,000円でございます。これにつきましては、説明にありますとおり、墨名歩道トンネルの3カ所に新たに防犯カメラを設置すると。また、115万8,000円のうち、県からのお金を利用して1基当たり20万円の上限として56万8,000円を使うということでございますけれども、まず、この歩道トンネルの3カ所の設置ですけれども、この9月議会で承認なされた後すぐという形で取りつけていただけるのかどうかという点について、まずお聞きします。これから日が延びてきますと、これまでも議会の中でお話ししましたが、勝浦小の下の歩道トンネルで不審者等々の話も聞いておりますので、なるべく早いときにつけていただきたいということをお願いしたいと思うんですが、いつごろを想定しているのか。

それから、現在、防犯カメラというものは、たしか市内16台だったと思いますけれども、今年3台、それから今年度中にまた増設するような台数を考えているのかどうか、また、それについて、設置場所をどの辺に考えているのかという点についてお答えいただきたいと思います。

2点目といたしまして、土木費の都市計画費の中の公園費、公園施設維持管理経費で48万円でございます。これは説明書きのとおり、ニュー黒潮台第1公園、ニュー黒潮台第2公園、若潮台第2公園、シーフレア勝浦公園、海に見える公園、りんかい公園の全部で6カ所、6公園の遊具を撤去するという事で48万円の計上でありますけれども、例えばニュー黒の場合、通っていると、遊具に使えないようにテープを張ってあったので、遊具を取りかえるのかなというふうに思っていたんですけれども、今回、撤去費のみの計上になっておりますので、撤去した後、新しく遊具を設置するというような経費が今回入っていないものですから、それについて、担当課長のほうからご答弁いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。今回の防犯カメラ3台の設置の時期でございますが、これは県の補助金等のことがございまして、9月議会で提出させていただきまして議決しましたら、早急に設置したいと考えております。

そのほかに勝浦市防犯組合のほうでも、今回2台を設置する計画でございます。これにつきましては、1つにつきましては潮風公園、もう一つにつきましては、国道128号線の部原パーキング付近ということで防犯カメラの設置を予定しています。これらの時期につきましても、この3台と同時という形で進めていきたいと考えています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。平成28年度に遊具点検業務を実施したところ、修繕して対応できる遊具と、またそのまま使用するのが不適格であるという遊具に分かれるこ

とになりました。今回、現計予算の中でも既に対応できるものは修繕をして直す、また、撤去もその中で行っていくという形で、現計予算で対応できない部分の撤去費を今回計上させていただいたものであります。撤去いたしました遊具に対して、今後どのように配置していくかを検討して、一番子どもたちが遊べる環境を整えるような形で配置していきたいと思っております。また、遊具のほとんどがなくなってしまうところに関しては、現計予算の中で比較的安い遊具を設置していく予定であります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） まず、防犯カメラですけれども、今年度中に、また防犯組合のほうとして2台増設という形になったと思います。1カ所が潮風公園、もう一カ所は部原のパーキングということでございますけれども、夏前といいますか、夏に部原の方にお聞きしましたところ、防犯カメラとはちょっと質が違ってくるんですけど、夜、あそこでバーベキューとかすごいらしいんです。今はバーベキューの道具を持ってきて、そこで置いて帰っちゃうという話も聞きました。防犯カメラではなくて不法投棄というカメラが今度必要になってくるんですけども、セブンイレブンの方にお話を聞いたら、セブンイレブンのごみ箱にいっぱい捨てていくんだというような話も聞きまして、恐らく興津の海浜公園とかああいうようなところもやられているんじゃないかなと思うんです。これは防犯カメラということですから、犯罪の抑止ということでカメラを設置する、あるいは何か犯罪が起きたときの証拠をとるための防犯カメラでございますので必要なことで、いずれにしても、今ある16台のカメラプラス今年度5台追加すると。また、予算が計上できれば、来年度以降もという形になるかと思しますので、これは各区の区長とか我々議員もそうですし、学校関係者、いろんな人に聞いて、防犯カメラを有効的に置くためにも、勝浦から犯罪をなくす犯罪抑止という観点からも、有効的な場所に設置していただきたいということで、今回、防犯カメラですけれども部原につくるということで、非常に不法投棄とは違いますけれども、非常にいい場所につけていただけるなというふうに、今思いましたので、これも早目に設置していただくように、お願いをしたいと思います。

それから、公園の遊具なんですけれども、現計予算で対応できるものは対応するというところで、公園も、当然、利用頻度の高い公園と低い公園というものがあろうかと思います。私もニュー黒なんかを通っていますと、例えば3時、4時ごろになると、若いお母さんたちや子どもたちが遊んでいる公園を見かけます。そういったところは、やっぱり利用頻度が高い公園ということでございますので、充実した遊具を早目に取りつけていただいて、子どもの遊び場というものは、しつこいんですけど、アンケートニーズ調査で出ていますので、市長、潮風公園をつくっていただきましたし、久保山にミレーニアにも公園もつくっていただきましたし、子どもの遊び場というものは必要ですので、安全性のある遊具、それから充実した遊具というものを都市建課長のほうで判断をして、足りない分は来年度の予算あるいは補正で対応できるものは補正でという形で対応していただきたいということをお願いいたしまして、答弁は全て結構でございます。よろしく願いいたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 補正予算22ページ、商工費の観光地魅力アップ整備事業についてお伺いをします。1,792万8,000円計上されていて、県の補助金が995万7,000円、過疎債が790万円、トイレ改修工事費ということですが、まずはその内容についてお伺いをしたいと思います。これが

1 点目。

2 点目ですが、28ページ、災害復旧費ということで、公立学校施設単独災害復旧事業として101万8,000円の計上がございます。この勝浦小学校の敷地、校舎の後ろですが、その崩落が5月22日ごろ起こったということを聞いておりますが、そこから3カ月半経過しようとしております。この101万8,000円の補正でどこまで行うのか、工事内容、また備品が計上されておりますが、このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。今回、鶴原理想郷の公衆トイレ改修工事の内容ということでございますが、これは一昨年までトイレを使用しておりました。しかしながら、中のほうはかなり老朽化しておりましたので、かわりによつば荘の下に新たに公衆トイレをつくりまして、この理想郷のトイレについては一時休止をしてございました。しかしながら、近年、理想郷をハイキングされる方が結構増えたということで、あそこにもトイレを設置してもらいたいと要望が強うございましたので、今回、県の補助金を活用して改修するものでございます。一応、改修前の基数でございますけれども、周りの建屋はそのまま残しておいて、中の便器類を全て改めて改修するものでございます。以前は、男子の小便器が2基、大が1、女子が2基あったものを、今回、スペースを仕切ったりした関係上、男子トイレを小便器1、大便器1、女子はそのまま2基ということで改修を予定してございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。勝浦小学校の敷地の崩落のご質問でございますが、まず、この崩落発生につきましては、6月の崩落でございます。その前後の気象状況、6月23日に、1時間に20ミリを超える大雨が降りました。その後、6月25日、土曜日及び26日の日曜日にかけて崩落が職員により発見をされたというのが最初の状況であります。その後、現場を確認し、今現在、災害復旧事業に適用になるかということで県のほうに申請中であります。まだ、その回答が出ていないというのが現在の状況でございます。

工事内容でございますが、まずは、土砂がありますのでその土砂の撤去、それからその崩れた下に物置がございました。その物置が土砂により押し潰されて使用ができない状況となっておりますので、その物置を新しく購入という内容で、その補正金額となっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 理想郷のトイレ改修なんですけど、本当に理想郷に来る方々が大変増えております。それでトイレはどこかということ、海岸のところをおりるということで、上からおりていくと十数分かかる状況なんです。このトイレの改修は大変ありがたく、皆さん、地元の人も改修されるということについては、大変感謝をしているところです。今現状あるトイレの近くなんですけど、道と漁業組合の土地だと思んですけど、その間がブロックで遮られております。そのブロックが風雨だとか、ちょっとした軽い地震でも崩れそうなブロックでして、今、大変危ない状況になってきています。

関連で大変申しわけないんですが、そこいらの周辺の整備も補正でできないものかどうかということを2点目にお伺いをしたいと思います。

それから、勝浦小学校の崩落ですが、6月半ばということで、私も日時については、ちょっ

と聞いただけなのですが、現場は見てあります。子どもの安全を考えますと、本当に危険な状況です。ここに入らないようにということで三角コーン、ロープ、これは学校で用意をして、そこに張りめぐらしてありますが、9号の次の10号が来たときにはどうなるかというふうな感じでございました。物置も下3分の1が埋まっている状態です。何か県の補助金との関係があるということを聞きましたが、補正と絡めて、何か早急な手だてができないものかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。理想郷のところの新勝浦市漁協が有している土地のところの壁等の改修でございますけれども、以前、6月の議会のときに地方創生加速化交付金事業のところで計上させていただいたハード事業の中で、今回、300万円ほど減額にはなってしまったんですが、交付決定がされたところでございます。そのようなことから、そのときの説明の中でも鵜原理想郷の整備もということでお話をさせていただいたところでございます。予算の範囲内ではございますが、現在、新勝浦市漁協のほうとも協議をいたしまして、あそこのもとの養殖場にはなっているんですけれども、そこはもう使われていなくて、手前がアスファルト等で整地されてございます。そこをコンクリートの壁で仕切ってあるんですが、全てその辺を取り払って、アスファルトになっているところを一種の休憩地というようなことで、現在、新勝浦市漁協とも協議している最中でございます。おおむね了解はいただいておりますが、今後、設計書等もつくって、正式に話を進めて整備してまいりたいというように考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。この崩落ですが、校舎の裏とはいえ、子どもたちが学校生活を送っている以上、危険が伴うということも承知しているところです。こちらとしても一日でも早く原状復帰、危険を取り除くということで、早く実施したいという考えは、当然頭の中にあるわけですが、この災害復旧の事業につきまして、6月末にこの崩落が起こり、7月に既にこの災害復旧事業に採択してもらえるように、申請は早く出してありますが、なかなか回答が県のほうからいただけていないというのが、今現在の状況です。ただ、そのままにしておくわけにはいきませんので、今回、補正を組みまして、早くこの土砂の撤去及び物置を購入して、一日でも早く原状復帰したいということで、今回補正を組んだところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。トイレ周辺なんですが、そこを、今、言ってくださったように、休憩所ということを少しつくっていただけると、本当に助かります。椅子等、もしそこに置けるような状況なのかなと、何か希望的な観測ですが、地域住民の要望があります。そういうところではいかがかなというふうに思います。要望を取り入れてくれながら、工事を進めていこうという姿勢に感謝しております。

それから、勝浦小学校の崩落なんですが、これを一事例として、学校敷地内において子どもの安全を脅かす内容につきましては、速やかに対処してほしいと願いますが、今聞きましたように、県の補助金との絡み等、そううまくはスムーズにいかないんだということを聞きまして、そういうふうなことで、前のこともそうだったのかというふうに感じております。原状復帰が

基本ということですが、多分、そこは原状復帰して土砂を取り除いたとしても、多少の揺れだとか風雨で、まだ上に木々がありますので、そこから崩落をしてくる可能性が強いのではないかとこのように思います。そうすると、やはりできればフェンスではなくて、その面を吹きつけしていただくのが理想的なんです、この要望もどこまで補正と絡んでそういうふうに計画してくれるかということとはわからないんですが、ぜひそういう子どもの安全を守るという視点で取り組みをお願いしたいと思います。物置は、簡易物置で50万円ですよね、そうすると、原状復帰は、そこに据えるけれど、移動は可能ということになりますでしょうか、お願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。移動につきましては、簡単に物置が据えられたものが、例えば強風で飛んだりとか、または倒れたりとか、そういうことがあってはいけませんので、やはり固定は必要になってくるかと思いますが、またその後、例えばそののり面、斜面について工事等を行う場合は、またその物置を移動するなりして対応をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。椅子等の設置ができるかということでございますが、これも敷地は漁協の敷地でございます。椅子を設置するとなりますと、あそこもやはりこういった台風などでかなりの強風が吹きつける場所にもなりますので、当然、基礎等をつくって設置するような形になります。したがって、その辺も含めまして、設置する方向で進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 26ページの自転車置場の設置工事費の計上ですけれども、生徒通学用の自転車置き場として、台宿、西原、北中学校バス回転場の3カ所に自転車置き場を設置しようとするものなんです、当然ながらこの3カ所がバス停になろうかと思っておりますけれども、スクールバスあるいは路線バスとして走らせるのかということも、それによって違ってくるかと思いますが、このほかにどのようにバス停が設置され、それらのバス停についての自転車置場の設置についてはどう考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。この上野地区の路線につきましては、現在、業者のほうと協議をいたしまして、路線バス化で子どもたちの足の確保ということで、今現在、検討を進めているところでございます。自転車置き場でありますけれども、今回、3カ所、自転車置き場の設置に係る補正を組ませていただきました。そのほかにつきましてというご質問であります、全てのバス停に自転車置き場を設置するというのは、状況から考えてなかなか難しいというふうに思います。ただ、今後、ここだけはどういうようなところがあれば、状況に応じて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） スクールバスか路線バスかということなんですけれども、今、路線バスの運行ということで業者と検討されているということなんですけれども、その路線バスを走らせるような可能性というのは、相当あるんでしょうか。そうしますと、もし路線バスが走ることに

なりますと、今、デマンドタクシーについて運行がされておりまして、これとの関係がどうなるのかとか、いろいろ派生する問題がたくさんあるんですけれども、路線バスの運行はどういう可能性なのか。あと、バス停につきましてですけれども、全てのバス停に自転車置き場設置というのは、大ごとになるから大変なことだと思いますけれども、これはどのようにして自転車置き場の設置が必要だと判断するかという、そういうニーズをあらかじめ調査されて、どの程度の台数が置けないと間に合わないとかということにもなりますので、大きさもそういうことにかかってきますから、それぞれこれから通われる生徒さんの意向を把握されて、十分対応できるように設置を考えていく必要があるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えを申し上げます。まず、路線バス化の状況であります。業者のほうと現在話をし、業者のほうから路線バス化で話を考えていきたいと思いますというふうな提案をいただいておりますので、路線バス化で運行になるという可能性が非常に高い、その方向でこちらも考えております。

それから、デマンドタクシーとの兼ね合いということでございますが、こちらにつきましては、担当が教育課とはちょっと離れてしまっていますが、伺っている内容であります。このデマンドタクシーの運行とのかかわり合いについて問題ないというふうに、こちらは回答を得ております。

それから、台数等、ニーズに合わせた自転車置き場の台数であったり、そういうニーズについてでございますが、今後、この路線がはっきりと最終決定いたしましたら、どこで何人乗るか、誰がどこで乗るか、細かい調査を、今後行っていく考えでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 路線バス化という方向がかなり可能性が高いということですので、デマンドタクシー等との関係は地域の住民にとって非常に大きな影響を与えるものですから、担当課のほうでも十分これに、今おっしゃられた答弁の方向で対応していただくように、よろしくお願いいたします。

バス停への自転車置き場の設置につきましては、ぜひ全部の意向調査をされて、応じた適切な対応をぜひとっていただくようお願いしたいと思います。以上で、答弁は必要ありません。

○議長（寺尾重雄君） 質疑の途中ではありますが、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 3点ほどお伺いしたいと思います。最初に、20ページの塵芥処理費、し尿処理費、それぞれクリーンセンター管理運営経費、衛生処理場管理運営経費に修繕料がのっております。両方で約6,000万円ぐらいの修繕費、これは例年というか毎年この時期に修繕に関しての予算がずっと計上されております。その中でお伺いするのは、修理の内容ではございません。これまでクリーンセンターについては、広域市町村圏事務組合2市2町で広域対応がいろいろ協議されてきている中で、2020年度まではこの協議については休止するということが決定され

ております。この20年までについても、これからまだ4年間あるわけですが、クリーンセンターについてはこの4年間、毎年これ以上の額が修繕にかかっているんですが、そういう中において、クリーンセンターの今後について、やはり勝浦市として検討しておく必要があるんじゃないかというふうに思います。今現在、1炉でやっているわけですので、これを焼却炉の中の耐火レンガ等も焼却年数が非常に短いわけですから、そういうことを含めて、今後のクリーンセンターのあり方、修繕でずっといくのか、4年後に、また2市2町の協議を始めてとなると、またそこから3年、4年、協議の年数でかかってしまうということになると、この先のごみ処理について、勝浦市として考える必要があるということで、クリーンセンターの管理を含めて、今後についてお伺いしたい。

衛生処理場については、これも10年以上前からこの老朽化については問題視されています。現在の現場を見ても、腐食している部分もあるし、これは委託して事業をやっていますけど、何とか動かしている状況のところが見えるんです。そういう中において、老朽化の問題に対して、これは市民生活に直接影響する、し尿処理がストップしたら市民生活は大変なことになりますので、市民生活に直結する施設であることを踏まえて、今後、これを市単独でやるのか、また広域等の考えがあるのか、それと、広域といっても、旧夷隅郡、今1市2町ですが、そこで環境衛生組合という組合を設立した中でこの処理をされています。以前は、勝浦市の衛生処理についても、この環境衛生組合に加盟してということも話し合われたと思いますが、その辺を含めて、今後の見通しについてお聞きしたいと思います。私としては、どちらのほうも市単独で計画を検討すべきだというふうに考えておりますが、その辺について、見解を伺いたいと思います。

次に、22ページの商工費の観光PR事業、今年の12月3日、4日に開催のB-1グランプリスペシャルin東京・臨海副都心でやると。隣にこれに係る船団長もおりますけど、ちょっとお聞きしたいのは、このグランプリスペシャルinというのは、B-1としては始めて行うものだと思います。勝浦市としても、いろんな場面で観光PRをしていて、観光客誘致のための事業を積極的に展開していくことは非常にいいことだというふうに考えますが、このB-1グランプリスペシャルin東京の事業内容というか、どういうものをやるものか。そして、全国から出店があると思いますが、このイベントについての内容をお聞かせいただきたいと思います。

あともう一点は、23ページの道路局部改良事業、この西ノ谷行司線の128万6,000円は、ここに書いてあるとおり、暗渠排水管布設と。この西ノ谷行司線は、他の市道と違って特殊な環境にあります。というのは、現在あるかつうら聖苑、これがもとの勝浦の火葬場が改築されました。そのときに地元の松部山田地区からの要望がございました。松部山田地区と隣の今でいう南山田区、両方からの要望がありまして、その要望に応える形でのこの道路改良、これまで水道管の布設とか、街路灯の設置とか、いろんな要望に全て対応してきましたが、残るのはこの道路改良です。ほぼ7割方は完了しているんですが、残るこのところの路線になりますが、これを完了すれば、要望についてはほぼできるんじゃないかと。というのも、やっぱりその時点で、火葬場は絶対に要らないという一番基本がありまして、市は約束しても約束を守らないというふうな、それは以前の火葬場のときの話からの問題ですが、絶対に要らないというところを、市のほうが要望を受け入れるという条件で、地元の詳細を得たという経緯がございましたので、ぜひとも早くこの要望を完了していただきたいということから、随時いろいろと対応はし

ていただいておりますが、聞きたいところは、この道路改良が完了する予定はいつごろなのか、来年なのか、再来年なのかというところをお伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えいたします。今回、清掃センター、し尿処理場、合わせまして6,000万円ということで、補正を計上させていただきました。これは、清掃センターにつきましては6月7日、また、し尿処理場については5月31日に、各業者と担当の職員、労務職員と私たちということで三者の中で、当然直さなければいけないもの、あるいはそのメンテナンスというか交換期間が来たものとか、そういうものの見積もりを出してもらいまして、その中でランクをつけて、毎年計上させていただいているところでございます。

議員のお話の中で、広域のごみ処理につきましては、オリンピック後にまた検討しますということで、今休止ということになっております。広域のごみ処理施設等につきましては、どうして実現ができなかったのかということにつきましては、地元の合意ができなかったということもございまして、基本的には、やはり広域でごみを進めるべきという契約の中の目的は変わっていないというように私のほうは考えております。そうしますと、オリンピックを超えた後、やはり広域でのごみ処理ということが、今、勝浦市のほうでも考えているところでございます。なお、郡内の全部というような視野なのかどうかということにつきましては、またそのところでいろんな考えがあるかと思えます。

また、し尿処理場につきましては、ごみ処理施設と同様に、老朽化が進んでおります。これもやはりランクをつけて、今回修繕を計上させていただきます。

議員のご指摘のように、広域でのごみ処理施設、それは郡内のほうではし尿処理を一括で行っているというところで、前には、その中には入れないというようなことでございました。しかしながら、現状から考えますと、夷隅郡内につきましても人口が減っているというところもありまして、その処理能力等々を考慮しますと、勝浦市がそこに入ることも一つの考え方なのかなということも含めまして、今後、検討していきたいと思えます。

最終的には、この10年間、オリンピックが終わって建設まで約10年間ということでございますので、今後また補正等で出費が出るということはございますが、もうここで待ったなしというような状況ではございますので、本当にこの10年間でどうにか自力のごみ処理・し尿処理を計画していかなければと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に質疑はありませんか。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。B-1グランプリスペシャルin東京・臨海副都心の内容でございますけれども、このB-1グランプリは、ご承知のように、過去に10回開催されまして、昨年十和田市で行われました全国大会におきましては、本市から出ました熱血!!勝浦市タンタンメン船団が、見事、ゴールドグランプリをとったということは、まだ記憶に新しいところだと感じております。今回は、過去10回開催されて、一つの節目という形で、今回、愛Bリーグ、これは本部団体なんですが、愛Bリーグが主催となって、今度は、まちおこし団体への投票ではなくて、まちおこし団体が出資している市町村に対して投票対象とする内容のグランプリ大会でございます。したがって、この辺でいきますと、勝浦!!熱血タンタンメン船団は、本市勝浦市だけになりますけれども、今度、お台場でそういったグランプリが開催されて、行ってみたいまち・住みたいまち・応援したいまちということを対象に市町村に対し

て投票するという事でございます。このようなことから、今回は、各市町村が主体となってこの大会に参加をして、また、まちおこし団体も当然出店していただいて、連携しながらまちを市をPRして行っていく、そういうような内容というふうに聞いております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。市道西ノ谷行司線の道路幅員の狭い箇所の拡幅をするために、平成26年度に隣接している土地を購入し、埋め立てを実施してきたところであります。埋め立てはほぼ、9割方完了しているんですけども、最後、排水、水路がそこにあるまして、今回の補正予算で水路の暗渠配水管を設置し、埋め立てを完了したいということで補正予算を上げさせていただきました。今後の予定といたしまして、都市建設課のほうでは埋め立てが全て完了すれば、あと、拡幅の舗装の工事費を予算要求してまいりたいと思います。時期的には、平成29年度の新年度予算で要求させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） クリーンセンター並びに衛生処理場の関係なんですけど、今、課長から、今後の対応ということでの検討だという内容なんですけど、やはり毎年毎年、多いときには1億円近い修繕費をかけていると思います。これから先、10年先を見越しても、ずっと修繕で本当にいいのかというところを考えると、この2市2町の広域問題、これは最初広域でやるというスタートが平成8年ですから、もう20年以上前からそういう協議がされてきて、こういう休止になった。それは前の議会では十分説明を受けましたので、それがどうのこうのじゃないんですが、勝浦市として、やはりこの4年間のうちに方向性をしっかり考えておく必要があるのかなというふうに思います。今、こども園だの道の駅だの、いろいろとお金をかけなければならない部分がたくさんあるんですけど、事市民生活に関連した部分では、ここは大事なところなんだというふうに思います。ただ、焼却場にしても、し尿処理場にしても、市単独でやった場合に、国庫補助がどの程度つくかどうかというのは非常に危惧するところでございますけど、このあり方について、担当課長ではなくて、市長なり副市長なりから、こういう市の考えについてお伺いをさせていただければと思います。

あと、B-1 グランプリですが、今、内容の説明がございました。これについて、やはり今勝浦はマスコミ、テレビでも非常に取り上げられている露出度の高い市町村ということで、住みやすいまちになれば、それなりに観光客もあるだろうし、定住促進にもつながるということで大いにPRしていただきたいんですが、今回、上げた予算は、商工会への出店委託料という内容になっています。これについて、商工会中心に観光を含めてPR、それと商工業の発展ということでやっていますけど、これはあくまで商工会ということなんで、市としてこれについて、どのような対応をするのか。

もう一つ、6月に我々16名全員加盟している観光議連というのが発足しました。議員としても、やはりこういうものについては積極的に応援をするし参加もしていきたいというふうに、私は、副会長という立場にありますので、そういうことも広めさせていただきたいと思ひますし、商工会、市、また議員という形で勝浦市の観光PRをお互いに十分やっていきたいというふうに思ひますので、その商工会の関係と市の関係についてお伺いをしたいと思ひます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。今、ご指摘のありましたごみ処理施設、またし尿処理施設とも老朽化が著しい状況でございます。本来ですと、市単独で建設できれば一番いいんですけども、現実問題は、経費的なもの、また国庫補助等におきまして、市単独では、現時点ではできない状況です。したがって、ごみ処理施設につきましては、広域市町村事務組合2市2町でつくろうということで計画しておりましたけれども、東京オリンピックに伴います工事費の高騰、また地元との土地の交渉が頓挫したということで、とりあえず休止ということになっております。あくまでも現時点では、市の方針といたしましては、夷隅広域で共同処理施設をつくるということの方針は変わりありません。ただ、それまでにつきましては、現在の施設、これはやはり修繕をしながら、それまでの間使っていかなくちやいけませんので、今後とも修繕工事費については予算計上してまいるつもりでございます。

また、し尿処理の関係ですけれども、先ほど議員からもお話のありました夷隅郡市では、衛生組合をつくっております、勝浦市以外はずっとそこで処理しているということで、一時的に勝浦も加入したらどうかという話もありまして、市も検討いたしましたけれども、そのときには、かなりの回収費もかかるということで、そのときにはちょっと見合わせた現状がございます。ただ、人口が減ってきてまして、処理量、合併処理浄化槽にも大分変わっておりますので、生のし尿が減ってきている状況もありますので、今後、その辺の勝浦市が受け入れ可能かどうか、そういう状況になりましたら協議をして、できれば夷隅衛生組合のほうと一緒に処理をさせていただければと、今は、そういう方針であります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。今回、B-1グランプリスペシャル版の出店の関係でございます。先ほど答弁申し上げましたように市町村がある程度主体となつての事業でございますが、今回、B-1グランプリで熱血!!タンタンメン船団の出店も当然、必要になるんですけれども、これらのPRに必要なのは、やはり2日間、延べ約100人ほど人数が必要になってまいります。そういった方々の応援というのは、やはり皆さんに公募を通して応援していただくわけでございます。また、PRに沿って、ノベルティー等も必要となりますので、そういった方々の人件費等も必要になります。何で商工会かと申し上げますと、当初、タンタンメン船団が、全国大会に出店する際については、商工会と商工会の青年部になりますが、かなり関連があつて、深い連携をもつてやっておりました。そのようなことから、観光PRと申し上げますと、観光協会というのも当然考えてはいたんですけれども、やはり、過去からの経緯も含めまして、商工会のほうがかようなやり方はなれているのではなかろうかと。出店に関してはなれているのではなかろうかということから、商工会のほうに委託をして行っております。ただ、現地に出向くに関しましては、市はもとより観光協会、また今、鈴木議員がおっしゃったように、観光議員連盟のほうも当然ご協力をいただきながら、勝浦を大いにPRしていただいて、できればグランプリをとりたいというような考えでの委託でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 最後に、クリーンセンター・衛生処理場なんですけど、今、副市長からあくまで広域でということ、要は、予算的な部分と国・県の補助金の部分と、非常に単独では厳し

いものがあるというのは承知しております。そういう面で、広域でという話にはなるんですけど、その中で、やはり広域になった場合も、今休止中なので協議はできないいんでしょうけど、そこからまたすぐできるというものではないので、やっぱり十分に検討しておかなきゃならないということで、最後に1つだけお聞きしたいのは、クリーンセンターも衛生処理場も、非常に老朽化している、修繕して何とか動いているという部分もあるので、両方とも、例えばとまったときの処置をどうするのか、クリーンセンターがとまって修繕してという話だと、少なくとも1週間、10日、ごみが集まるわけですから、それは緊急的にどこか事業所に委託するという話になるけど、そういうものをシミュレーションしてとまった場合の対応をどのように考えているのか、すぐ対応できるように、とまってから考えるのでは遅いんで、あらかじめそういうものも計画しておかなきゃいけないのかなと思います。そういう意味で、クリーンセンター、衛生処理場、両方とも本日とまって修繕がすぐにできないという状況がなきにしもあらずですので、その辺の計画、どうするんだというのが計画されているのか、ないとすれば計画すべきだと思いますけど、それについて、お願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えします。事故等があった場合につきましては、郡内での協力体制という契約はございます。しかしながら、それが長期にわたることになってきますと、これはそれだけではないというふうに考えていますので、現在の業者とか、またはほかの団体、広域でやっている団体とか、どういう処理ができるかどうかということも検討していかなければいけないと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 1点だけ伺います。22ページ、1款商工費、1項商工費、3目観光費の観光PR事業の中の印刷製本費239万8,000円ですが、この印刷製本費、これは今まであった観光ガイドブックを増刷するものなのか、それともデザインも含め全く新しいものをつくるのかということが1つと、あと何ページぐらいのものを何部ぐらい発行する予定なのかお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。ここに係る印刷製本費についてですが、これはB-1グランプリスペシャル第1回で行うときに配る印刷物でございます。1つは、今現存する勝浦のガイドブックがあるんですが、これを1万部増刷して、そこで配る予定にしております。と申しますのも、お台場で開催というふうに予定されておりますが、かなりの人数が来るというふうに聞いておりますので、とりあえず1万部をつくっていくものと、もう一つが、これはあくまでも案なんですけど、新たにカッピーの形をかたどったメモ帳等も一つのノベルティーとして配ったり、それを入れる手提げ袋なんですけれども、通常、パンフレット、ガイドブック等を配って、皆さん、それは自分のバッグにしまってというのが結構多いんです。ですので、今回考えたのが、袋をちゃんとつくって、勝浦市のPRを入れた袋をつくって、その中にガイドブックだとかノベルティーを入れてお配りする。そうすると、紙袋とかいろいろ袋があるんですが、皆さん、その手提げを持って移動していただけますので、それがそのまま広告塔になるんじゃないかというふうに考えております。そのようなことから、袋とガイドブック、またメモ紙、そういったものの印刷ということで考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） そのガイドブックの増刷とノベルティーということで理解しました。ノベルティーに関して素晴らしいものができるのであれば、今後のイベント等でも使用していきたいなというふうに思うんですけども、今後、増刷というか、民間からこれは素晴らしいものなので使いたいといった場合は、どう対応される予定なのかお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） 今後も増刷というようなご質問と思われませんが、うちのほうのガイドブックについては、通常のパンフレットと違いましてページ数が二十数ページ以上あるガイドブックでございます。そう簡単には捨てられないものでございまして、結構人気等もあります。ですので、そういったことで今後増刷等の話があれば、当然、予算措置等も行いながらやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） よろしく申し上げます。簡単な質問で申しわけないですけども、3点ほど質問させていただきます。15ページ、先ほど先輩議員からお話がありました防犯カメラについてお聞きします。今回、墨名、歩道トンネルの3カ所に設置されるということですが、若干ではありますが、金額が違います。若干で、配線の長さだとか、そういう関係なのかなと思いますけれども、工事費の違い、また、3台の機能を教えていただきたいと思います。

2点目が、22ページ、商工費でKAPPYビジターセンター管理運営経費の中の大型プリンタの購入費32万4,000円でありますけれども、この大型プリンタというのは、最大どのくらいまでの印刷ができるのか、教えてください。

3点目が、やはり先ほど先輩議員からありました26ページ、中学校費、自転車置き場設置工事費でございますけれども、先ほど質問に対する答弁の中で、路線バスを使うというお答えがありましたけれども、これはあくまでも自転車置き場だけなのか、それとも路線バスを使うということで、市民の方も当然お使いになると思うんですけども、ちょっとした椅子とか、そういう休憩できるスペース、そういうものは考えているのかどうか。この3点お聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。若干の金額の違いということにつきましては、やはりつける場所が違いますので、そこにポールを立てるとか、そういう配線の関係とか、工事の困難さとか、そういうことによりまして3点の金額が違うということでございます。

また、能力につきましては、実際にこの使い勝手といいますのは、今、市内にあります防犯カメラと同様なカメラをつくるということによりまして使い勝手がいいというような形になっていますので、今、そのパンフレットを持っていなくて申しわけないんですけども、今までにつけてある防犯カメラと同様な性能ということによりましてよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。この大型プリンタでございますが、これは以前もございまして、今回ふぐあいが生じて、改修しても耐えないということで新たに購入するものでございますが、印刷できるものとしたしましては、通常イベントで行われる大きさのポスター、B1、記憶ですとA1も多分できたと思いますが、A1程度のもののポスター等が印刷できます。また、通常ののぼり旗も作成できるようなものとなっております。以上でございます。

す。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。この自転車置き場でございますが、自転車を置くための自転車置き場というふうに考えております。椅子等そういったものが設置できれば、よりいいかもしれませんが、椅子を設置してしまいますと、本来、目的である自転車が置けなくなってしまうので、自転車を置く場所ということで計画を考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑ありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） ありがとうございます。防犯カメラについてなんですけれども、例えばトンネルは結構距離が長いので、また、トンネルってちょっと薄暗いイメージがあります。最近、不審者も多くなってきて、あそこを歩くのに対しても、ちょっと気味悪いまではいきませんが、女の子とかですと、やっぱりちょっと怖いなというイメージがあると思うので、カメラに緊急ボタンが付属されているようなカメラもありますので、そういったことですか、先ほどもお話にあった南山田からの火葬場の通り、今後、中学校が統合するに当たって、中には自転車で通うというか、何かしらの事情で帰ってきたり、通学する生徒も出てくると思います。そういったときに、防犯カメラも考えていただければと思います。

プリンタに関してですけれども、これは大体わかりました。ありがとうございます。

自転車置き場なんですけれども、だんだん高齢化になってきてまして、昔はバス停には必ずと言っていいほど休憩所というかがありましたけれども、今は結構なくなってきてまして、市民の方が雨が降ったときとか、ちょっと腰をおろす場所がなくなってきています。北中に関しては大きい休憩所がありますけれども、できたらなるべく自転車置き場と付随して、ちょっとした休憩ができる、また夏の暑い日差しを避けるようなことも考えていただけたらと思いますので、1点目の防犯カメラについて、そういった機能がついたカメラを考えてはいないのかどうか、お聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。今回設置しますものにつきましては、そういう装置はついておりません。トンネルの中、やはり長いということは承知しておりますが、中の犯罪までを見るというわけではなくて、そこから出てきた者ということで、出口が3カ所というところで、それを特定して犯罪防止、また犯罪をした者について追及しようというような観点でございますので、そういう形でついておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○3番（久我恵子君） 25ページなんですけど、避難路整備事業でお伺いしたいと思います。こちらなんですけど、先日の台風のときもそうだったんですが、停電等が起きた場合に、避難路の電気が消えてしまったりしますと、避難ができなくなってしまうので、この照明のタイプを、どのようなものなのか教えていただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。避難路の照明のタイプについてでありますけれども、こちらはソーラー式で蓄電池、バッテリー式になっておりまして、そのLED照明灯を予定しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑ありませんか。久我恵子議員。

○3番（久我恵子君） ソーラー式だと、これは大変ありがたいと思うんですが、勝浦市内ほかにもたくさんの避難路がございますので、順次これをLEDとかソーラー式にかえていただけたらと思います。この工事時期を、この3基の新宮と浜勝浦、この2カ所の工事の時期を教えてくださいましたらと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。施工時期ということでございますけれども、こちらは、なるべく早期にということで予定しておりますが、どうも新しい機種といえますか、そういうものも予定されているやに聞いておりますので、そこら辺とあわせて検討しながら施工していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号は、総務文教常任委員会へ、議案第65号は、産業厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第66号ないし議案第70号、以上5件を一括議題といたします。

本案は、議案第66号ないし議案第69号、以上4件はいずれも決算認定について、議案第70号は利益の処分及び決算認定についてでありまして、既に提案理由の説明、並びに当該決算審査意見書の報告も終了しておりますので、これによって直ちに質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） 3点ほどお聞かせください。歳出の教育費の中で、市営野球場代替施設整備事業とあります。この箇所は、野球場に関してですね。

○議長（寺尾重雄君） 磯野議員に申し上げます。ページ数をお願いします。

○5番（磯野典正君） 309ページです。市営野球場に関しての代替施設ということで何年も代替施設が続いているわけですが、今後の見通しについて、市営野球場というものが設置されるのかというところで、本当に我々にとっても非常に期待する部分であるわけですが、隣町では、室内練習場があり、今は女子のサッカーのチームができてすばらしいグラウンドができたりとか、スポーツに対するいろいろな誘致を図ったりもしております。その中で、この地域にもスポーツを通じた交流人口の増加とか、そういった部分にもやはりそういう施設というのは大切だと思います。今後の見通しについて、今、言える範囲で構いませんので教えてくださいましたらと思います。

あと、こちらの成果に関する説明書の中の19ページ、財政課のところ、建設工事等の入札参加業者というところが市の中にあるんですけれども、市外業者、市内業者比較しますと、すごい差があるんですね。それで、今回、企業立地の条例の提案がございしますが、やはり市内の業者の方々をどう育成していくかというところが非常に大事ではないかなというふうに思いま

す。例えば、一つの物件が出たときに、市外の業者に選定するだけじゃなくて、例えば市内の業者が2つ、3つが共同事業として一つの物件を請け負うというような形もやり方としてはありではないかなというふうに思いますし、できる限り市内の業者の中でそういった工事等の入札が回るようにしたらいいんではないかなというふうに感じますが、もちろん市内の業者ではできないという工事も多々あると思うんですけども、そういった部分で、今後、こうした市内業者の育成という部分に関してどう考えていくかというところを教えていただきたいと思います。

また、同じ資料の中で、教育費、保健体育総務費というところに勝浦鳴海ロードレースと勝浦鳴海駅伝大会というのがございますが、以前も、私、いろいろお話しさせていただいた経緯がございますが、この鳴海駅伝、鳴海ロードレースのみは、参加費をいただいて、わざわざ勝浦に来てイベントに参加するという唯一のイベントではないかなと思います。そういった中で、ここ数年のデータが、今あるようでしたら、参加人数、参加チーム数等がどういうふうに変動してきたのかというところをお示しいただければと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中であります、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。1点目の市営野球場の今後の計画というところでありますけれども、ご承知のとおり、市営野球場については、平成25年度の秋ごろから使用不可ということになりまして、北中学校のグラウンドを代替施設という形で使っております。北中の野球場については、ご承知のとおり、ライトが60メートルぐらい、テニスコートがあったりとか、レフト方面は、これも五、六十メートル行くとポールがあるとか、そういった非常に手狭で、なかなか十分な使用ができないというところもあります。もちろん中学校でありますので、通常、ふだんはなかなか使えない。市の野球協会主催の6大会を消化するのが精いっぱいという状況で、市内野球愛好者の練習とか、練習試合とか、そういったものには全く使えない状況ということで、非常に迷惑をかけている状況であります。市の体育協会のほうからも、いつまで野球場がない状況が続くんだということで、なるべく早く整備して、野球の好きな人たちが十分できるように何とかしてくれという要望も来ております。

北中学校が来年3月で統合してあそこの敷地があきますので、北中学校の敷地の中で、方角を今の柔剣道場方面、その辺をホームとして考えております。柔剣道場とプール、また校舎、そういった建物を解体撤去して、柔剣道場付近をホームとすれば、両翼90メートル、センター120メートル、そのくらいの野球場に必要面積はとれますので、そういった方法で今検討をしております。

ただ、この秋に、来年から後期基本計画の検討が始まるわけですが、市のほうのいろんな事業がございますので、この野球場の建設については、何年度からというのはまだ不確定な状況であります。

2点目の、鳴海ロードレース、鳴海駅伝の参加者の推移ということでもありますけれども、こ

の3年間の参加者、参加チームの推移を申し上げますと、鳴海ロードレースについては、平成25年度が926人、平成26年度が987人、平成27年度が1,112人、多少増加傾向にあります。また、鳴海駅伝大会については、平成25年度が98チーム、平成26年度が96チーム、平成27年度が96チーム、横ばいの状況であります。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。入札に関連いたしまして、市内業者の育成という観点からのご質問でございます。ご承知のとおり、業者の選定に当たりましては、勝浦市の入札参加名簿に記載されております業者から選定はいたしております。

また、その選定に関連いたしましても、過去の実績等によりまして、ABCというふうなランクづけがされております。それにより、工事の金額によって分けてあるわけではございませんけれども、工事の内容によりましては、先ほど議員ご指摘のように、市内業者でも可能なものがございます。そういうふうに判断されれば、そういう金額には関係なく、市内業者を優先に選定いたしているところでございます。また、その根拠とか、建設工事等の指名業者の審査会規程という中にも、市内業者育成の観点から、市内業者の選定には特に考慮するものとするということになっておりますので、今後におきましても、引き続きこの方針に沿いまして、市内業者の育成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） ありがとうございます。財政課長からいただいた入札の関係に関しましては、承知いたしました。あとは業者のほうも力をつけてそこに参加できるような企業をみずから育成していくというのも必要だと思いますので、それに関しましては、承知いたしました。

市営野球場の件ですが、後期基本計画がこれからつくっていくということで、承知いたしました。この野球場のところにキュステをつくったことで、早く野球場を求めている人たちというのも非常に多くいらっしゃいますし、できたことで交流人口の増加等も非常に増えると思いますので、ぜひ早急の対応をしていただきたいと思いますので、その辺、市長のほうからもぜひ言葉をいただければと思います。

あと、鳴海ロードレースと鳴海駅伝、鳴海ロードレースに関しては人数が増えてきているということでございますけれども、ほかのマラソン大会とか、いろんな地域でやられていますけれども、最初にお話させていただきましたが、参加費が高いところだと1万円とか1万5,000円とか払ってでもそういう大会に参加したいんだという人たちがいる、非常にハードな大会を行っている地域もあつたりするんですね。例えば100キロ走るとか、自治体によっていろんなやり方があつたりするんですけども、民泊してるか、前の日に宿泊をして大会に臨んだりとか、大会が終わった後に宿泊して帰っていくとか、もっと広くお客様を受け入れる形ができるんじゃないかと。ただ走って帰るではなくて、もう一つ何かを加えた鳴海ロードレースにしていいただければなと感じます。ぜひそういった構想があるようでしたら、市長から答弁いただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） まず最初に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。鳴海ロードレースの関係でございますけれども、よそではいろんな特色のあるそういった大会で多くの人を呼ぶという大会もあるというお話ですけれども、鳴海ロードレースについては、今回で43回目ですけれども、ただ走るだけの競技

というのはそのとおりでございますけれども、よそでよくあるのは、一つの目玉となるもの、例えば陸沢町では、高橋尚子さんをゲストに呼んで、高橋尚子さんと一緒に走ろうとか、ただ、競技だけではなく、みんなで楽しんで、家族で楽しんで走ろうと、そういった趣旨の大会にしようというところもありますし、有名な富里のスイカマラソン、スイカーつで大勢の参加者が来る、そういった状況もありますので、何かしらで特色のあるマラソンレースにしないといけないなというふうには考えております。ただ、駐車場のスペースの問題もありまして、1,000人規模ぐらいで市内のいろんな学校の校庭とか、あらゆる駐車場を活用してもかなり満杯の状況でありますので、勝浦市で2,000人、3,000人規模のそういったロードレースをやるとするのはなかなか難しい状況となっています。今後、またいろいろと研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 野球場建設につきましては、現在おこなっているということで、大変申しわけない状況でございますけれども、キュステができることにおいて、当初はいろいろうちのほうの計画では、総合運動公園の中につくろうというようなことで、ある程度絵が描いてあったわけです。私も非常にいいかなと思ったんですが、何せ総合運動公園の場所を見ますと、木が非常に多いということで、あれを整地するだけで、いわゆる伐採抜根だけでも大変な費用がかかるかな。もう一つは、排水がうまくとれない。調整池をつくって、それで排水をするということで、当初は自衛隊にお願いをしようということで、自衛隊もわかりました、私のほうでやりましょうということであったんですけれども、何せ自衛隊は造成だけしかやらない。悪いけど、調整池とちょっと何かやってくれないかとお願いしたんですけれども、自衛隊は、うちのほうではそれはできませんと。うちのほうでは、市のほうでどういうふうな整地方法をやるか、市のほうで図面を書いてください。そうすれば我々は自衛隊器具を持って、そちらにお邪魔して整地しますというだけなんです。だから、あそこのところの木を伐採抜根する、あそこの面積は今非常に狭い。それを相当広くする必要があるかなということで悩んでいました。排水だけでも数億かかるということも出てましたので、ちょっとこれはなかなか難しいかなというのが一つ。そうこうしているうちに、とりあえず暫定的に北中のグラウンドを少し排水なんかも整備して、あそこで使おうと。ただ、あそこも言ってみれば、そんなに広くないということもありまして、これで北中が来年で終わりということになりますと、あそこのグラウンドを改めて、この間もちょっと行って見ましたけども、うまくレイアウトして、また武道場なんかを取り壊して、またプールなんかも一部壊してやると、相当広い、先ほど課長から話がありましたけども、相当いい野球場ができるじゃないかなというふうに私は思いました。ただ、本式の球場ばいのは難しいと思いますけども、それなりの正式な公式野球の面積はとれるだろうなと思っていました。

私がそのときに思ったのは、これから総野地区に道の駅をつくって、旧上野地区には、今テニスコートがあるんで、テニスコートとこの野球場を一つのセットにした一つのスポーツ公園、こういうようなもので上野地区に整備するというのはいいいんじゃないかなというふうに私は思いました。北中の校舎もちょっと老朽化してますので、将来的な問題としては、体育館は全部耐震対応をやりましたので、ああいうところもうまく屋内の練習にも使えるだろうなと思いますし、そこのところで、北中のところを一つの野球場のきちとしたものをつくれればいいんじ

やないかなと、私は思っております。

先ほど例が出ましたけれども、例えば鴨川なんかは昔から日ハムあり、今ロッテが練習をやっていますし、オルカ鴨川が今女子サッカーで活躍しています。ただ、こういうものもスポンサーの亀田病院がいろいろバックアップしてくれているというようなことで、いろんなスポーツが今盛んであるというのは私も承知しております。

また、一方、鴨川は文化施設がないというようなことで、鴨川市長と会々と、うちは文化施設がなく、また文化施設を整備するの、大変なんだよねという話をちらっと聞きます。だから、私は長谷川市長には、ぜひうちのキュステを使ってくれと。我々も場合によっては鴨川を使わせてもらうけども、これからは一つ一つの単体の市町村の、小さなこういうエリアで、全て文化施設も持つ、スポーツ施設も持つ、何々を持つ、こういう時代はすっかり過去のもので終わったんだから、広域でそういう施設を使い合う、お互いに広域で使い合うというのがこれからの時代でもありますし、これから何と言ったって維持管理、要するにメンテナンスの経費が莫大かかるわけなんで、そういうものを考えたときには、うまくお互いに連携し合って使い合うというのが私はいいと思います。

御宿町も文化施設をつくろうと、私もちらっと絵を見せてもらいましたが、いい文化施設もいっぱいあるんです。ところが、それは全く意味ない。ということで、恐らく御宿は、町長はまだ文化施設をつくりたいというのはあるかもしれません。キュステと対抗するようなものをつくりたいというのはあるかもしれないけれども、私はそんなの、石田町長、こんなのナンセンスだと、御宿と勝浦は一体的なものじゃないか、ぜひキュステを大いに文化施設使ってくれ、御宿なんかにつくことないよということを私はよくお話しますが、そういうふうな時代にもなっているんじゃないかなと思います。ただ、私は早急にこの前の野球場を潰してキュステをつくったといういきさつもありますから、早く北中のところに、それなりのきちとしたものができる球場をつくりたいと思います。来年、学校統合になり、施設があきますので、そういう方向でやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 決算のほうは、慣例によりまして特別委員会等も開設されると思いますけれども、改めてお聞きいたしたいと思います。

まず決算書の63ページ、総務債の中のいわゆる過疎債3,500万円あるんですけども、この27年度の過疎債3,500万円を充当といいますか、中身についてお聞かせいただきたい。それが1点。

それと、歳出のほうで1点お聞きします。81ページ市民会議と市長への手紙ということで、市民会議44万円、これがふるさと応援基金の流用という形になっています。平成27年度市民会議のほうの開催は行われなかったということだと思いますけれども、昨日、一昨日と一般質問の中で道の駅、あるいは若潮高校のキャンパスの跡地利用等々も含めて、今後、市民会議等々の開催もしながら、いろいろもんでいったほうがいいかと思いますが、この市民会議、来年度以降の開催等々の市長のほうのお考えがもしあれば、お聞かせいただきたいことと、この市長への手紙も、問い合わせ、そして市長が自分で回答した分はホームページで拝見できるんですけども、平成26年度までしか拝見できないような形になっていると思います。平成27年度市長への手紙で来たご意見等々で、これはいい意見だなとか、これは参考になるなとかいうものが、今、市長の記憶の中にあればですが、市長の政策的な判断、市政運営する上でそう

いったご意見も市長の中で取り入れている部分があるかと思いますので、その辺、市民会議と市長への手紙、市長からご意見等いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。過疎債の充当事業ということでお答えさせていただきます。63ページの過疎地域自立促進特別事業債3,500万円の内容でございますが、これはご承知のとおりソフト事業といたしまして、子どもの医療費の助成事業に1,380万円、重度心身障害者医療に1,120万円の計3,500万円を充当しております。そのほかで申し上げますと、この決算書ではソフト事業だけ過疎地域自立促進特別事業債という名前になっております。そのほかにハード部分といたしまして、同じように過疎債でその下の老人福祉施設整備事業債180万円につきましても総野園のお風呂場のろ過装置の修繕工事等であります。これが180万円、64ページの中段から下になりますが、道路改良等事業債1,920万円というのがございます。これにつきましては、道路の改良等の事業といたしまして、3路線の改修事業となっております。また、その下の街路補装事業債につきましては、新坂沢倉線等の1路線の街路の補装事業、これに対しまして、ハード部分といたしまして、合計3,570万円、これでソフト事業、ハード事業、合わせまして平成27年度に過疎債を充当いたしました分は7,070万円という形になっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 市民会議と市長への手紙の関係でございますけども、市民会議は大きなプロジェクトなり、例えばキュステをつくる時も市民会議を立ち上げて、いろんな意見を聞きました。そのとき私はオブザーバーで入ってましたけども、そのときはいろんな厳しい意見もあったのを記憶しております。何でこんなホールをつくるのか、もっと演劇に合ったホールを欲しいというような意見とか、そういう意見も記憶にあります。大きいものでは、地方創生のあれで、市民の団体の方が多いですが、そこら辺で意見をいただいたというのがあります。ただ、そのときにはうちのほうではアンケート結果とか、そういうものをやって、方向づけが大体こういうふうになってきたかなと、例えば雇用だとか、子育てとか、こういうのが必要だなというのが出てきたというのがあります。

これからは、先ほどちらつとありましたけれども、道の駅とか、あとは学校の、先ほど言った商業施設とか、これは市民の意見を聞くというのではなくて、とにかくいろんな商業関係者は、とにかく勝浦に出たいんだと、いろんなところから来ます。とにかく勝浦に出たい。だけど、勝浦に土地がない。私なんかは、何言っているんだ、297の上のほうにいっぱいありますよ、農地もいっぱいありますし、そういうところでどうですか、いや、市長、あそこは商圈が成り立たないということなんですね。商業関係者は、やはり128号沿いに広い土地を求めたい。そうすると、今は広い土地はない。1点しかないということで、それはみんなが言うのは、若潮高校の跡地しかないというようなことで、今回の地方創生計画とあわせて、じゃあ、しょうがない、あそこを提供するしかないかというようなことで、今回こういう結果になったといういきさつもあります。

そういうことで、これから道の駅をつくるときには、恐らく市民会議をつくりながら、具体的にいろんな意見を求めていこうと思います。ただ、道の駅も昨日から言っているように、道の駅の本来のコンセプトは、道路沿いに駐車場と24時間使えるトイレをつくるというのがあれ

ですから、産業の販売所が道の駅の要件ではないと、私は理解しています。そうは言っても、そこを通過する人たちに勝浦の産品を買っていってもら。それから、そこに憩ってもら。そこを着地型観光にしたい。これは一つの我々の戦略としてそういう方向に持っていきたいというだけであって、市民の皆さん、これがいい、あれがいいと言っても、なかなか限られたものしか意見が出てこないかなと思いますけれども、そこでは市民会議を設けて、広く市民の方たちに、昨日来、いろいろ一般質問に出ていましたけれども、どういう施設があの地区のあの場所に、近隣にふさわしい施設があるのかということについては、またいろんな意見が出てきようかと思いますので、市民会議を開くことになろうかと思います。

それから、市長への手紙で、参考になって実現したというのは、市長への手紙をつくり始めたころは、幾つか、ああ、なるほどなあと思って実現したのもあります。例えば市役所に訪れても、私らはお年寄りなんで、座ってできるトイレがない。みんな和式しかないということもありまして、各階に全部様式のトイレをつくったというのもあります。最近、平成27年度の決算からしますと、学校統合に対する批判の手紙が非常に多かったです。幼稚園と保育園、認定こども園、何でこんな認定こども園にするんだ、幼稚園というのは、もっとレベルが高いんであって、保育園とは違うんだ、何で市長、こんなばかなことやるんだというのが、じゃんじゃん電話がありました。大体がどこかで根っこは1本かなと、私どもは思いながら、回答はしておりました。特に去年の印象はそういうことが非常に多かったです。あとはいろいろな批判ばかりで、褒められるのも一部ありますけど、褒められる手紙はほとんどありませんでした。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 過疎債関係でご答弁いただきました。7,070万円ということでございましたので、今平成28年度、そして、すぐ平成29年度予算編成という形になろうかと思います。その上で過疎債、財政課長としての見通しといいますか、活用方法等を含めて、来年度へ向けたご答弁を課長のほうからいただきたいと思います。

市長のほうからいただきました市民会議と市長への手紙なんですけど、私も実はさっきお話したキュステのときの市民会議、当時公民審の委員長という立場で入っていたんですけども、やはり批判の意見のほうが多くなるんですね。何でもかという部分、そもそもの市民会議の内容、趣旨を理解していただいた上で委員に入っていて、当然基本的なたたき台というのは行政がつくって、それに対して、こうしたほうがいいですよ、ああしたほうがいいですよと、政策的な、建設的な議論の中で、市長がよくブラッシュアップと言うけれども、そのブラッシュアップしたものをするための市民会議ならいいんだけど、それ必要ない、そもそも何でつくる必要があるんだと、そういうネガティブキャンペーンを始めちゃうような市民会議は私は必要ないと。去年はやっていないんだけど、市民会議を来年度以降開催する上では、そういった前提条件をまず理解していただいて、市がこれをやるんで、これに対していい悪いの意見ではなくて、皆さん、どうしたら成功するか、そのための意見を出してくださいよというような形の市民会議をぜひ来年度以降開催していただきたいということでお願いしたい。

市長への手紙もそうなんですけれども、市長、ご答弁で批判、学校統合、こども園に関する批判の手紙が多かったということでありますので、根っこが一緒かもしれないけれども、市長への手紙というのは、それも一つの市長の宿命なのかなという形だと思いますので、来年度以

降も当然続けられるかと思いますが、たまたまホームページで今拝見できるのは、平成27年度の市長への手紙の回答というのは拝見できないものですから、それを拝見できるようにしていただきたいということで、財政課長の答弁だけいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。来年度以降の過疎債の見込みということでございます。現在まで、平成26年から平成28年の当初予算補正、それらを含めまして、約3億8,500万円程度過疎債を利用しているというか充当しています。これは先ほども答弁させていただいたとおり、ソフト事業とハード事業に分かれるということで、ソフト事業は、その市の基準財政需要額、及び財政力指数等によりまして、限度額を決められるということでございます。本市におきましては、およそ2,800万円程度となりますが、これが限度額3,500万円ということでありますので、毎年ソフト事業については3,500万円を充当しているということで、平成29年度以降もソフトにつきましては3,500万円また充当できれば、活用できればというふうに考えております。

また、ハード部分につきましては、ご承知のとおり認定こども園の建設、今回、仮設園舎の設計等もでございます。来年度以降は本園舎の設計等、仮設園舎の建設等もでございます。その辺につきましてましては過疎債、これはご承知のとおり70%を交付税措置ということでございますので、かなり有利な起債でございます。それは活用せざるを得ない、したいというふうに考えております。しかしながらハード部門につきましても、これは天井というものがございませんで、平成28年度で申し上げますと、国で4,100億円程度、平成27年度と比較いたしまして、100億円程度は増額になっております。これは全国規模でございます。ですので、千葉県では10億と、その程度になってしまうかもしれません。これはまた要望によってだと思いますが、その辺から申し上げますと、各市町村、要望は出しますけれども、二、三億がハード部門では限度かなということも想定はしておりますが、なるべく県のほうにはこれを多く起債受けられますように極力働きかけはしてまいりたいと考えております。

これにつきましては、特別措置法につきましては、平成32年度まではまず過疎債は活用できると思いますので、その辺、認定こども園等の建設に向け、有利な起債でありますので、十分活用はしていきたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは議案第66号について4点伺います。

まず、1点目でございますが、134ページの民生費の中の忠霊塔整備事業であります。担当課と遺族会の皆様のご要望等によりまして、新しい忠霊塔が八幡岬公園のほうに建立をされました。私も拝礼に行ったんですけれども、忠霊塔へ行きましたら、献花台がないんですね。以前の忠霊塔、覚翁寺の山頂にあったものは献花台があったんですけども、新しい忠霊塔には献花台がないので、花とかお線香をあげられないのかなという気がいたします。この辺、どう対応するとか、今後、また予算を取って献花台を設置する可能性があるのかどうか、伺いたいと思います。

2点目です。138ページ、民生費の中の成年後見制度の利用支援事業についてであります。個人で財産の管理が難しい方への成年後見制度だと思いますけれども、この予算の多くを占める成年後見人の謝金、これが何名分に対するものなのか教えてください。

3点目です。215ページです。水産物供給基盤機能保全事業についてであります。この機能保全の事業、計画策定から実施に至るまで少し間があいているような気がしますので、遅くなっている理由がわかれば答えられる範囲で教えてください。

最後4点目です。269ページ、中学生海外派遣事業についてであります。これまで私も予算委員会、あるいは決算特別委員会の中でこの中学生派遣事業について触れたんですけども、平成27年度の成果として、21名分の予算ということであります。現状、旅費に対しての一部補助というか、そういう形でやっていると思うんですけども、まずこれについて、何年かやっていますので、この事業をやった成果といいますか、ある程度の結果が見えているかと思うんですけども、成果があれば教えてください。

また、現時点での中学生の派遣事業に関しては、ある程度個人で負担をいただいた上で、それに対する助成という意味も含まれていると思いますので、そうではなくて、本当に能力があって、英語に対して興味があって、将来、英語関係の仕事につきたいけれども、お金がないと。能力があって行きたい要望がある子に絞って、全額補助という考え方もあると思います。ですので、今後もこの方針を続けていくのか、このままのやり方でいくのかということも含めてお聞かせください。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えします。私のほうからは、忠霊塔の献花台の関係と成年後見人の該当者数ということでお答えさせていただきます。

1点目の忠霊塔の献花台につきましては、新しい忠霊塔につきましては、平成27年度の3月に竣工いたしました。竣工いたしましてまだ間がないということもございますけれども、現在その献花台がないことについて、関係者等とお話をしまして、その辺をご確認させていただいて、今後の課題とさせていただければと思います。

次に、成年後見人制度につきましては、現在21万6,000円、平成27年度で使っておりますけれども、これにつきましては、1名分ということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。水産物供給基盤機能保全事業、これにつきましてお答えいたします。昨年度機能保全計画策定業務を終えまして、その結果を踏まえ、地元漁協と協議いたしました。この成果を踏まえまして、今後、勝浦東部漁港川津地区及び松部漁港、両港の堆積している土砂の構内の浚渫を予定しているところでございます。それに当たりまして今年度、浚渫土砂の処分先といたしましては、海洋投棄を考えているところでありまして、早々に海洋投棄につきまして環境庁と廃棄に関する許可の協議を進める予定であります。しかしながら、この協議に当たっては、事前の投棄先並びに構内に堆積しております土砂等の成分等の調査をした上で協議に臨む必要があるため、今年度はそうした環境調査の業務委託を発注する予定でございました。

こうした中、本年度銚子漁港で実施しております同様の浚渫工事に当たりまして、県と環境省の間で事前協議について難航が生じております。内容といたしましては、環境省が求める基準、9項目について、それらの精度、または項目の追加等により難航、時間的なものが経過しているところでございます。

こうしたことから、私どもとしても早期に環境調査を進め、環境省と事前の協議をしたいと

ころでございますが、難航している内容等、環境省が求める基準の中身等を精査しながら、関係機関、特に県、南部漁港等と協議しながら、指導も受けながら、今後海洋調査を進めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。中学生の海外派遣事業でございます。これにつきましては、平成27年度、中学生19人、引率職員2名、合計21名ということで実施が行われております。毎年報告会を実施をいたしまして、参加した生徒また保護者、また事務局である教育委員会のほうもその報告会に参加をさせていただきまして、生徒からの声は、ほんとに充実した研修である、国際理解を深めるためにも大変意義あるものというふうにも今も理解をしております。

今、議員のほうから、今後の中学生海外派遣事業につきまして、例えばということの案で、能力ある人、そういった子どもに絞って実施という案を言われたわけですが、それも一つの方法というふうにも考えることができると思いますが、どういう方法が本当に一番ふさわしいのか、実際のところ、今現在の方法から別の方法、新しい方法を検討しようということではいろいろ練ってはいるんですが、実際のところなかなか難しいというのが現状のところなんです。例えば能力ある人を人選するといった場合に、それは例えば学校にお願いをして、学校のほうで人選ということになると思うんですが、これを学校で能力ある人を人選するといったときに、学校のほうでは、この子を推薦して、この子を推薦しないというのがなかなか実際のところ差別ではないですけども、難しい。例えば人数が多くなったときには、人を削るときに、多くなって5人参加できませんとなったときに、では、5人誰を削るかといったときに、いろいろ作文をやっていただいたりとか、面接をやっていただいたりとか、やるんですが、例えばテストをやってとか、そういったことも一時考えもありましたけれども、テストをやって、テストに不合格した者は海外派遣に行けない、そういったところ、なかなか実際難しいところもあるというのが、学校現場の実際のところでございます。これにつきまして、こういった方法がいいのか、これからも学校を含めて検討していきたいというふうには思っておりますが、いずれにせよ、この海外派遣事業につきましては、行った子どもたち、保護者の声からは、大変充実したものということでありますので、ぜひ継続した取り組みを行っていききたいとは考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） まず1点目の忠霊塔の件でございますが、非常に素晴らしい場所、八幡岬公園の海を臨む場所に建っていて、観光客の方も興味を持って見ていただけることと思いますし、また市民の方も、こんなところに忠霊塔が建ったんだということで関心は持っておられることと思います。そんなときに、お花をあげたりとか、散歩のついでにお線香をあげたいという方がおられると思いますので、今後遺族会の方とも協議を行って、献花台の設置等を検討いただければと思います。ご答弁は結構です。

成年後見人制度に関してであります。今、成年後見人制度を活用しようという団体であったり、パンフレット等も出てきておりますので、これについても平成27年度は1名ということでありましたが、今後は制度を活用しようという例も増えてくることかと思っておりますので、市のほうでも支援を行っているということで、告知と今後の予算立てにおいてももう少し予算を増や

してもいいんじゃないかなという気がいたしますので、これについてもご検討いただければと思います。ご答弁は結構です。

水産物の供給基盤機能保全事業に関しても、詳しいご説明ありがとうございました。いろいろと環境省のほうと調査のほうで時間がかかっているということでもありますけれども、これについてもいろいろ事情はあるかと思うんですが、機能保全はなるべく早くやっていただいたほうが今後の水産業の活性化についても有効かと思しますので、これについても引き続き、なるべく早く実施できるようにお願いしたいと思います。ご答弁は結構です。

最後、中学生の海外派遣事業であります、詳しいご説明ありがとうございました。課長おっしゃったように、できるだけ多くの方が参加できるということに意義があることもよくわかります。ただ、これがある程度一定の成果が出ないと、今後は継続は難しいのかなという気がします。現状では、参加者側の費用負担もあることから、はっきり言って、お金がない家庭は参加ができないわけですね。また、参加者の中で何名か欠席した場合は、費用負担も大きくなるという問題も抱えておりますし、参加できない方がいるというのは、できれば中学生全員参加いただきたいわけですから、これは仕方がないのかと思います。ですから、能力を重視して、お金はないけれども、参加をしたい、能力があるので、本場の英語に触れたいという方を優先して選んでいく必要があるかと思えます。ですから、テストや面接で人選をして、全額負担をして、そういう方に一生懸命英語を学んできていただいて、それを成果に見せていただく、こういう方針に切り換えることは非常に大事ななことかと思しますので、この場でお答えは出ないと思いますので、今後とも引き続き検討のほうをよろしく願いいたします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、何点か。最初に歳入のほうの12ページ、監査委員から出た意見書の中では、3ページに記載されている市税歳入の不納欠損、これが平成25年度、平成26年度から比較すると、平成27年度多くなっていますが、その内訳等について説明をいただければと思います。

歳入に関してなんですが、徴収の問題で、昨年度から新たにコンビニ収納が開始された。これについても収納向上のためには非常に有効だとは思いますが、その辺のコンビニ収納を開始したことによる収入に対しての税務課としての検討というか、現状をどのように捉えているかについて説明を受けたいと思います。

あと、昨日一般質問でさんざんやらせてもらったんですけど、農林水産業費の有害鳥獣の問題ですが、ここの決算の中でこれがどうのこうのという問題ではなくて、昨日は有害鳥獣、とるほうの問題をある面でやったんですけど、実は電気柵、物理柵、かごをずっと補助したり、現物支給で地域でやってもらったりということがあって、昨年度も電気柵のほうはそういう関係では補助をしながら、地域での対応をしていますが、やるまではいいんです。やった後の管理、これが勝浦市中の田や畑、山が随分囲われているんですよ。実際、人間がおりの中に入っている状況を勝浦持っているんですけど、これ、管理ができていなくて、穴があいちゃったところから動物が出入りしていたら、何の役にも立っていない。その管理について指導していく必要があるのかなと。一旦、山から全部網を張っているにもかかわらず、管理ができていないために動物の侵入が自由にできている。被害が大きいから市、何とかしてくれよという話も、

そういう話、実際あると思うのですが、それをやる前に、せっかく補助してやったんだから、自分たちの管理もしっかりしてくださいよというところも市は言うべきだと思うのです。そういうところから、二重、三重の補助がないように、管理体制を今の農林水産課のほうで補助したところを承知していると思いますから、そういうところの管理体制がどうなっているのかというのは、その現場の地域住民に対応する必要があると思います。その辺は今どのような対策がされているのか、お伺いします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。平成27年度の不納欠損の状況について、その内容につきましてですけれども、まず、市税におきましては、5年の時効による消滅したものが2,945件、税額で4,015万5,159円でございます。そのほか、執行停止中でありまして、5年の時効が先に到来したものの、こちらが20件、25万521円、執行停止による3年間の時効が成立したものが4件、6万6,506円、これらの合計で2,969件、税額で市税合計で4,047万2,186円となったものでございます。

次に、コンビニ収納につきましてですけれども、主要施策の成果に関する説明書、23ページの下段に、取り扱い状況について一覧で載せてございますけれども、こちらの主要施策のほうは一般会計分のみでございましたけれども、この表に載せてあるもの以外に、国民健康保険税が4,989万円、介護保険料が5,462万円、特別会計分も含めて、1億9,759万3,000円の収納がありました。普通徴収分の占める割合の算定まではできていませんが、おおむね15%程度はコンビニ収納による納付によってなされたものと見ております。徴収率そのものの向上に直接的な寄与ができたかどうかまでの分析はできてません。また、そこまでの収納率の向上は見えてないんですけれども、24時間365日納付できる環境を整備して、納税者の利便性の向上は進んだものと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。質問のありました有害鳥獣の防止柵の管理でございますが、柵につきましては、昭和50年代から物理柵を主に、地域ぐるみでの設置等を行っていただいたところでございます。その管理につきましては、現在行っている電気柵ですとか、そういった直接施行する方には当然、設置者の方に管理をお願いしているところでございますが、先ほど申し上げました物理柵等、規模の大きいもの、集落で設置されたものにつきましては、地元での集落挙げての管理の取り組みを行っている集落があると聞いております。ご指摘のように、柵を設置しても、その管理が行き届かない場合には、防止の効果は大分薄れてくると思います。

そうした中、物理柵から田んぼ周辺に直接電気柵を設置する要望等が多くございます。近年の設置の状況についても、そうした電気柵、簡易電気柵の設置のほうにシフトしている状況であります。

こうした設置後の管理につきましては、実質的に設置者と申し上げましたが、県のほうでは有害鳥獣対策指導員を勝浦市内に2人委嘱してございます。この2名の方につきましては、被害状況の調査も含め、今申し上げました電気柵の設置ですとか修理の指導、巡回で2人の方をお願いしているところであります。2人の方の市内の巡回によりまして、全部が管理、調査、補修できるものとは考えがたいと思います。今後につきましては、議員指摘のありましたとお

り、集落での取り組みですとか、設置者につきましては、責任のある管理を進めていただきながら、有害鳥獣の被害防止に努めてまいりよう、市のほうでも関係機関と協議したいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 市税の歳入、不納欠損ですけれども、実際、平成26年、平成25年と比較すると、金額的には総体的には上がってきている。不納欠損ということ自体なので、これは最初は未納から始まっていて、徴収できなくて、最終的には法律的にも落としとしていいよという数字のものなんですけれども、ここに至るまで、税務課の職員のほうも相当努力をしている反面、不納欠損、どうしてもとれないものはやむを得ない。いろんな事情がありますので、ただ徴収に関して、これは過去からずっと同じ経緯なんですけど、恐らく滞納されている方もいろんな経済的事情があつて、やむを得ず滞納する方と、完璧に税金払わないと腹をくくっている方がいるようなんですけど、そういうことに対して、いろんな意味で市民の公平さを保つためには、税金については満額払ってもらおうということが一番大前提になりますので、不納欠損生じるまでの対応についても努力されていると思いますが、この数字が多いと市としても余りよろしくないんじゃないというふうに考えますので、ぜひともこのところの努力をお願いしたい。やっているはずですけど、お願いしたい。

1つだけ、滞納処分に関してお聞きしますと、昨年特別徴収員というか、税務署上がりの方を委嘱したいということで、なかなか難しかったみたいなんですけど、それについて今後の手当てはどういうふうに考えているのか、改めてお伺いします。不納欠損を減らすためには、どうしたらいいのかという考えがあれば、その辺についてもお伺いします。

コンビニ収納、徴収率の状況、まだわからないということですけども、1億9,700万円程度、15%コンビニ収納だという答え、これを入れたことは非常によかったと思いますし、今後これらについても常に納付書を送ったりしている場合には、これも同時にPRしていると思いますけど、その辺も重ねて、もっともっとコンビニ収納を増やしていけるような対応をしていただければと思います。これは答弁結構です。

有害鳥獣のほうですけど、本当に努力されているのは、よくわかります。ただ、今言ったように、集落でやったものの管理の取り組み、なぜこれをお聞きするかというと、昨日本当は聞く予定だったのですが、時間が足りなくて言うことを言うてしまうというのは私のほうのあれなんですけど、農家の方、秋の季節になると、実際、個人的に呼ばれるんですね。イノシシが入ってこんな状況だと。立場的に現場を見にくいですけれども、昔々やった柵がいっぱいあるんですね。実は河川沿いなんかやってあると、河川の崩落というか、台風被害なんかで木が重なったりして、そのまま網に木がかぶったままに放置されているんですね。もう一つは、林道というか、昔使っていた道、けもの道になっているようなところでも、木がかぶさったりして、あとは経年劣化で穴があいたりしている。実際に金網はあるけれども、金網も柵の役目はしていない部分が相当見受けられる状況があります。ですから、少なくとも1年に一遍、2年に一遍でも集落に対して補助した部分については、その辺を注意喚起を改めてやる必要があるのかなと、これは全体に言えることなので、どここの集落はこうですよ、どこは修復はこうですよという問題ではなくて、全体的に補助を受けたところは、それなりに対応していただくというものを啓蒙する必要があるかなと思いますので、その辺について、もう一度お考え

を聞かせてください。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。まず不納欠損に至るまでの滞納処分についてというところでございますけれども、税は公平・公正に行ってこそ市民の信頼を得ていくべきものでありますから、どうしても払えない方については、納付相談なり、いろいろと指導もして分割納付なりの方法もしておりますし、相談に来てくれという呼び出しにも応じてくれない方については、滞納処分としては、差し押さえ等による換価を実施しております。昨年、平成27年度中に換価したものについては、預貯金で38件、398万2,000円、給与が1件、3万9,000円、国税還付金24件、84万5,000円の、合計63件、488万6,000円を滞納処分による換価をしてございます。ちなみに、平成26年度が23件、111万6,000円ですので、件数で3倍、金額で4倍ほど徴収努力はしておりますけれども、なお不納欠損の額が多額に生じておりますのも、十分肝に銘じて公平・公正な税制に努めていこうと考えております。

もう一点、市税等徴収指導員の本年3月に非常勤特別職の条例を改正していただき、年間所要額を予算化していただいたところなんですけれども、本市への希望者が一人もいなかったと、東京国税局のほうからご連絡いただきまして、非常勤特別職でありますから、1日何時間を勤務してくれというような要項上定めておったんですけれども、それは茂原市やいすみ市の事例を見て、そういう要項をつくっておったんですけれども、非常勤特別職であるから、コアな時間、日中、最低でも4時間程度は来ていただきたいという勤務時間の緩和をする形で要項を改正しまして、平成28年度中に退職予定者に対する面接者について、ぜひ勝浦市を希望される方は人選して、推薦していただきたいということで、現在、東京国税局の人事課のほうには申し入れをしております。

一方で、2年続けてそういう指導員の方が希望者がいないということも何とか避けたいと思ひまして、県のほうでも長年徴収専門で携わっている職員もいらっしゃいますので、県OBの方でも本市に徴収指導員として来ていただける方がいれば、推薦願いたいということで、今両方の団体についてお声かけをしておりますが、時期柄、現時点では対象者としてのご推薦はいただいておりますが、何とか新年度については設置をしていきたいと考えて、努力しているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。有害鳥獣の被害防止に関する柵の管理の件でございます。先ほど議員指摘のあったとおり、集落には維持管理が適正とは言えないまでも、効果がそれでは薄いような状況にあるものがあるとお話いただきました。地域においては、ご承知のとおり、過疎化や高齢化で人手もなかなか難しい状況もあると思います。しかしながら鳥獣被害の拡大を踏まえたと、柵の管理は適正に行うべきと考えます。

先ほど申し上げたとおり、昭和50年代、物理柵を集落でつくっていました。最近になりますと、この物理柵は当初では鹿の防止を目的としたようでございますが、最近ではイノシシの獣害が大分増えております。そうしたイノシシの獣害に効果的なものとして、先ほど申し上げましたけれども、簡易電気柵にシフトするのかなと、それも一つの要因だと思います。また、さらに物理柵、イノシシの生態といたしまして、過去に電気柵を設置したとしてもイノシシはまさか水路に入らないだろうと思ひまして、水路側には設置してなくて、その水路から農地のほう

に入られて、被害も出ていると。そんな状況を踏まえますと、イノシシの生態ですとか、変化もしているようでございますし、電気柵、物理柵設置後にはいろんな適正な管理をすべきだと。物理柵につきましては、山を囲うような防止柵をとっておりましたが、その物理柵にも限界、先ほど水路の隔てた場所に物理柵が基本的には設置されてないと思いますが、そういうところから突破されている状況もあります。

いずれにしても、設置者側には適正な管理をお願いしたいと思いますので、これにつきましては、私のほうで機会あるときにまた調査をしますとともに、管理について話をしてみたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 徴収関係は非常に大変だと思います。これは答弁は要りませんが、特別の職を募集してもということであれば、逆に市の職員を育成することも必要かなというふうに思います。そういう意味では、今県からも職員が来ているし、逆に、県にも職員を派遣している、そういう県との職員対応が猿田市長になってから始まりました。そういうことも含めて、税の徴収についても、法律に基づいてきっちりやらないと、いろんな問題を含みますので、普通に異動していったって1年目でそれをやりなさいと言ってもできる問題ではないので、専門的な知識がないといけない。もう一つは度胸がないといけない。そんな徴収対応だと思います。ですから、そういうものを含めて専門的な部署との職員の育成が必要かなと、答弁要らないと言いましたが、そういうことについて副市長にその辺は、今後職員の育成も含めて考えていただければということなので答弁いただきたいと思います。

あと、有害鳥獣の関係ですけど、昨日、市長答弁が、これはエンドレスだと。終わりがないと。一般質問70分でエンドレスで終わりましたが、本当に増えているのは事実だし、それが行政の責任じゃないんです。あくまで自分たちの耕作している人たちにもそれなりの責任、自分たちが耕作する意味で、自分が自衛するということが一番基本だと思います。そこに行政として補助金を、または現物を支給して対応していてもらっている。ハンターを頼んで幾らとんでも増えるばかりだという中で、そこの自衛というものをこれからは課長がそういう調査をしてやるという話ですので、ぜひともお願いしたいということで、こちらは答弁要りません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。先ほど課長から答弁ございましたように、国税とも経験者が雇用できなくて、いろいろ苦慮しているところでございますけれども、いずれにしても、納税の収納を、徴収制度については職員のノウハウを醸成しまして、適正な収納体制を、従来どおりの体制をなお強化していく考えでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第66号につきましては、成果に関する説明書の38ページに、生活保護扶助費の保護世帯数が147で、受給者数が175人、そして支出額が記されておりますけれども、200人を切る生活保護受給者数になっておりますが、前年度末、前々年度末と比較すると、相当激しい落ち込みになっているのではないかと思いますので、2年間、どういう推移になっているのか、お伺いしたいのと、なぜこれほどまでに減っているのかということについてお尋ねをしたい。

議案第67号につきましては377ページに、実質収支に関する調書ということで、歳入歳出差引額、1億6,200万何がしで、最後の6項目目に、基金に繰り入れとして3,000万円を繰り入れるという収支に関する顚末が記されておりますけれども、私はこういった黒字が出た際に、まず真っ先に、交付税の負担が重いわけですから、その負担の軽減に最優先をして、こういった3,000万円という原資があるならば、それを率先して負担軽減のために使うべきだと思うんですけど、このような処理をされた経緯についてご説明をお願いしたい。

続いて、議案第70号の4ページ目に、今回の剰余金についての処分案が記されております。ここでも1億5,000万円余の剰余金が生み出されておまして、これは担当課のご努力と、何よりもまず重い県下一の水道料金を負担されてきた、そういった市民の負担の結果だと思うんですけども、こういった剰余金もやはり負担の軽減のために、まず率先してこの処分の、これら剰余金の充て先としては負担の軽減を最優先にすべきだと考えますけども、今回、このような処分案を提案される理由についてご説明をお願いします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。私のほうから、生活保護の関係をお答えさせていただきます。まず、生活保護を受けられている世帯数でございますけども、こちらにつきましては、平成27年度が147世帯です。平成26年度163世帯、平成25年度173世帯、平成24年度178世帯でございます。年々減少傾向にあるというお話でございますけども、これにつきましては、高齢化によりまして、生保を受けられている方が亡くなられているというのが一番大きな要因となっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。平成27年度決算では、実質収支額が1億6,234万9,684円でありましたが、そのうち、平成28年度当初予算に繰越金として既に4,777万3,000円計上しておまして、さらに平成27年度分として概算交付されております療養給付金費等負担金の国庫負担金などでは、今後返還の措置が見込まれますこと、さらに医療費が上昇している中、保険税率を改正しない状況の中で、被保険者数の減少もありますことから、歳入の減少が起きております。それによりまして、実質的な留保財源が7,000万円程度と推定しております。この金額によっては、平成29年度の当初予算編成が非常に難しいことも想定されております。しかしながら、平成25年度、実質単年度収支が赤字の1億645万6,413円、平成26年度の単年度収支は5,100万8,952円の赤字、平成27年度になりまして、262万1,120円の黒字計上ができることになりました。決して留保財源が多い状況ではありませんが、単年度収支が黒字となったことで、枯渇しておりました財政調整基金に積み立てをすることで、国保財政運営の安定化をはかることができる。そのように考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答え申し上げます。議案第70号の利益の処分案の決算書で申しますと、4ページに剰余金処分計算書案がのってございますが、水道事業会計は公営企業会計でございますが、公営企業と申しまして、毎年赤字経営を続けていたんでは、持続可能な健全経営は行っていくことは困難であります。そのようなことから、適度な利益を生じまして、利益剰余金として内部留保資金を蓄え、資本金収入及び支出、いわゆる4条予算の建設改良事業といたしまして、次年度以降に老朽施設の改修、老朽管の布設替え工事、未普及地域の解消事業等、

建設投資、設備投資の補填財源として利益剰余金を充てて事業を行っているものでございます。

また、風水害、地震等、自然災害に対応するためにも、ある程度の内部留保資金がありまないと、安心して経営ができないことから、利益剰余金をもって料金の値下げに充てることは困難だと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 世帯数について、過去にさかのぼって言っていたんですけれども、受給者数についても200人台だったものが今は175人ということになっていると思うんで、人数についても過去にさかのぼってお示しいただきたい。いずれにしても、支出額そのものもダウンしております。その理由が高齢化により亡くなられる方が多いと説明されましたけれども、平成27年度は4月1日から生活保護法の改正が施行され、新たに自立支援の法律が策定をされて、4月1日から開始された年ですので、その法律改正が大変大きな影響を及ぼしているのではないかと思います。特に自立支援法の制定によりまして、生活保護の申請に至る前に自立支援法の手だてを受けるということで、申請そのものが極端に減ってしまっているということが大きな原因だろうと思うんですが、そういう点でこの法律改正がどのような影響を与えていると認識されているか、改めて伺いをしたいと思います。

国保会計並びに水道会計についてもそうなんですけれども、国保会計につきましては、3,000万円の基金積み立てに関しましては、平成27年度に国からの国保会計の財政支援が行われた年であったと思います。およそ3,000万円相当の国からの支援金があったと思うんですけれども、それが今回、そっくり基金に積み立てられている、そういう流れになっているように見えますけれども、実際問題として、そういった点では、3,000万円国の支出は、国保加入者の負担軽減のためということが趣旨でしたので、その趣旨どおりに国保負担の軽減のためにこそ最優先で使うべきものだろうと、私は考えるんですが、そのことができない、そのことが困難な理由というのは、政策的な判断以外には特別そういった負担の軽減のために使えない理由はないんじゃないかと思うんです。いろいろ先々の財政運営上の不安があるから、負担軽減のためには使うのを差し控えておこうという、そういった負担軽減のために使えなくはないんだけど、使ったら、先々の運営に支障が出たときに困るから、そういった使い方をしないでおこうというような趣旨ではないのかと思いますけれども、そういった政策的判断がこの3,000万円という原資を負担軽減のために使わせるということに障害になっていると思うんですけれども、伺いたい。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中でありますが、2時30分まで休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本議員、質問を続けてください。

○1番（藤本 治君） 水道会計につきましては、課長からは剰余金を負担軽減に充てることはできないとおっしゃられたのですが、全額をそっくり1億5,000万のお金全てをそれに充てることはできないかと思いますが、そういうことは私は言っているわけではありませんので、何千万かという、額がとれだけが適当かというのは、私は判断できませんけども、

このうちの何がしかを負担軽減のために使うことができないという意味なんでしょうか。そうではないと思うんです。そういうふうはこのうちの何千万かを負担軽減に充てることを許さないのは、やはり政策的な判断ではないのかというふうに思うんです。国保の3,000万円にせよ、水道会計の何千万が適当なのか私にはわかりませんが、その水道会計における剰余金の一部を負担軽減の原資に充てることを阻んでいるものは、政策的反対以外にはないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。生活保護の保護受給者数でございますが、平成27年度は38ページにあります175名、平成26年度につきましては211名、平成25年度については217名、平成24年度については同じく217名でございます。

生活困窮者、自立支援法の関係が影響していて、減少されているんじゃないかということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、高齢化によります保護受給者の亡くなる方が多いということ、あと、ご自分で自立を目指しまして、生活保護のほうを受けなくても何とか自立していけますよという方のほうが多いわけです。

その自立支援法の関係でございますけども、これにつきましては生活保護を受ける前に、ほかの法律による施策を受けたほうがいいんじゃないですかということをやっていますけれども、うちのほうの窓口といたしましては、ご相談に見られたときにお話を伺って、ひなたというところの自立支援の関係の窓口があるところについてご紹介するとか、そういうようなことでやっております。実際そういう方たちは、なるべくだったら、自分の力で生きていきたいというような気持ちをお持ちのほうが強いという方が来ているという現状ですので、特に自立支援法によりまして、極端に減ったとか、そういうことはございません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。国保加入者の負担軽減に3,000万円を使わなかった理由というような趣旨のご質問だったと思います。公費の拡大によります基盤安定の保険者支援分が当初予算から比べますと、3,100万円ほど多く交付されました。これにつきましては、3,100万円があったからこそ、現状は昨年と同じ税率で運営ができています。税率を上げないで済んだ、効果があったというふうに考えております。そもそも基金の役目ですけれども、国民皆保険制度を下支えしております国民健康保険につきましては、持続可能な医療保険制度でなくてはなりません。そのためにも国保財政の安定化というのは非常に重要で、必要不可欠なものと考えております。したがって、基金積み立てを行うことにつきましては、非常に重要なことと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答え申し上げます。利益剰余金の全額じゃなくて、一部を水道料金値下げのために充てられないのかというようなご質問でございましたが、過去に仮説ではございますが、一般会計からの高料金対策利益金5,000万円、県の高料金対策補助金5,000万円、合わせて1億円の繰入金があった場合はどのぐらい値下げできるのかというような試算をしたことがございます。1億円程度入れて、やっと年間数千円の料金の値下げが可能だという試算はしてございます。

議員おっしゃるように、1,000万円でも2,000万円でも充てられないのかというお話でござい

ますが、たったそのような金額ではスズメの涙で、値下げになったのかどうか全然気がつかない額になってしまいます。仮に、27年度剰余処分計算書案で1億円を値下げに導入したとしますと、繰越利益剰余金は2,000万円弱ということで、次年度の建設工事の補填財源には全く足りない、計画的な建設事業は行われないう状況になってしまいます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑ありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 生活保護につきましては、亡くなられていく方がもう、被災地のときにもこういうわけですが、今まだ経済状態がこういう状態で、全国的にも生活保護受給者が増えるばかりという状況で、過去最高更新しつつあるわけですがけれども、勝浦だけこのような状況になっているというのは、特異な状況だと思うんです。なぜこんなことが起こっているのか、しっかりと顧みる必要があると思うのです。自立支援の法整備が昨年4月1日からなされて、今言われたように自立をするためのひなたへの紹介とかいう形で、生活保護への申請に至る、それこそ水際にも近づけないような、そういう状況があって、申請件数が極端に減り、そのために新たな受給者が生まれないような状況になっている。生まれてもごくわずか、片手に納まるような件数しか増えていかない。だから200件あった受給者が今175人になっているということではないかと思うのです。だから、今までどおり生活保護で対応すべき人までもが自立支援という形で生活保護には申請までたどりつけないで、前段階で苦悶していると、生活を支えるためにどうしようかと悩んでいるというような状況が生まれているのではないかと思うのです。そういう点で、担当の課としてはもうちょっと真剣な、現状の振替をしていただいて、このこと自体は200件あったものが175件になって喜ばしいということではないと思うんです。この背景には相当事態を深刻にしている現実が隠れていると言わざるを得ないと思いますので、そういった態度で今後臨んでいただくよう望みたいんですが、いかがでしょうか。

それから、国保と水道会計の負担軽減につきましては、やはり担当課でそのような答弁をされるのももっともな話かとも思いますけれども、やはりこれは政策的な判断というか、負担を軽減しようという、そういった決断がなければ、その後の手当てにとっても、この会計自体ではぎりぎりのことですし、一般会計からの法定外繰入ということも含めて、下支えしていかないと、永続的な負担軽減というのはつくれないと思うんです。そういう点では、やはり政策的判断があってこそ、そういった政策をとり得るということであって、今のこの会計状況から即座に負担軽減可能ということではないのかもしれませんが、しかし、個々については3,000万円の基金の取り崩しをすれば、その範囲での負担軽減というのは可能だと思うのです。ただ、それが永続的な持続可能かどうかという点では、国保の歳入も年々減るような状況でありますから、大変な経営運営があるわけですから、単年度だけではできても、永続可能かどうかという、そういった点では困難もあろうかと思えます。だから、そういった意味では市長の、トップの決断というのが、国保及び水道会計の負担を軽減することを進めていく上では不可欠だと思うのですが、今こういう会計状況が生まれているからこそ、負担の軽減こそ踏み出すべきだと私は考えますけれども、特に市長の英断をぜひ求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。まず最初に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。生活保護世帯が減少しているということで、受付関係とかを含めて申請を近づけられないのではないかとすとか、そのようなことなんですけれど

も、そのようなことはございません。むしろ、自立をしたいということを願われて、自立をしていくということは、そのほうが人間として望まれることではないかなと、私は思います。課といたしましても、市といたしましても、先ほどおっしゃられたような生活困窮者、実際に困っている方を受け付けないとか、そういうことは絶対にございません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。負担軽減という話の中で、実は、平成28年度の当初予算を組むときに、概算で決算見込みを立てたわけなんです、そのときには平成27年度も赤字になるんじゃないかと、そういう中で、市長に、国民健康保険税の税率、いかがいたしましょうということでご相談を申し上げました。そのときに市長は、被保険者になるべく負担をかけたくないということから、現行税率で何とか運営してみましようということで、今日に至っております。その中で、平成27年度の単年度の収支が262万1,000円の黒字、わずか260万円の黒字です。これは来年どうなるか、全く見えていません。そういう中で基金を3,000万円、将来何とか生かそうとして積んだわけですが、それを使ってしまうというのは、いかなものかと私は考えております。将来的に税率を上げなくて済むようなことも考えながら、基金に積んでおりますので、その辺、ご理解のほど願いたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答え申し上げます。一般会計からの高料金対策繰出金及び県の高料金対策補助金、県の高料金対策補助金につきましては、毎年度7月ごろに次年度の交付額要望調査がございます。その際に一般会計の財政担当課でございます財政課と毎年度水道会計への繰出金の可能性について協議をしております。財政課の結論は、市税の伸び、交付税の先行きの不透明さ感がございまして、今の財政状況では恒久的な繰り出しは困難であるという回答に基づき、来年度要望についてはもうすでに決裁を経て、要望なしと回答をしているところでございます。

また、毎年度7月ごろまでに次年度要望調査が参りますますので、その際には一般会計の財政課とは引き続き協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号ないし議案第69号、以上4件の決算認定について、議案第70号の利益の処分及び決算認定につきましては、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって本案につきましては、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、岩瀬洋男議員、佐藤啓史議員、土屋 元議員、高梨弘人議員、松崎栄二議員、久我恵子議員、以上6人の委員を指名いたします。

なお、本案につきましては、地方自治法第98条第1項の検査権を付与したいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって本案につきましては、地方自治法第98条第1項の検査権を付与することに決しました。

陳 情 の 委 員 会 付 託

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、陳情の委員会付託であります。今期定例会において受理した陳情は、お手元へ配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○議長（寺尾重雄君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月10日から9月19日までの10日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、9月10日から9月19日までの10日間は休会することに決しました。

9月20日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（寺尾重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時48分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第59号～議案第70号の上程・質疑・委員会付託

1. 陳情第4号の委員会付託

1. 休会の件